

令和5年度 第4回 福岡市地域公共交通会議

日 時：令和5年12月25日（月）15時00分～
会 場：エルガーラホール 7階 会議室1

会 議 次 第

1 開 会

2 議 題

1) オンデマンド交通社会実験（エリア②）の試験運行について

2) オンデマンド交通社会実験（エリア①・③）の取組み状況について

3 閉 会

令和5年度 福岡市地域公共交通会議 委員等名簿

五十音順

所 属	氏 名	備考
福岡市自治協議会等7区会長会 代表	いしぼし ゆういち 石橋 雄一	
福岡市七区男女共同参画協議会 代表	たなまち りつこ 棚町 立子	
九州運輸局 福岡運輸支局長	つたえ かつひろ 傳 勝博	
一般社団法人 福岡市タクシー協会 専務理事	とみほら たけし 富原 毅	
一般社団法人 福岡県バス協会 専務理事	なかがわら たつや 中川原 達也	
西日本鉄道株式会社 執行役員 自動車事業本部副本部長 兼 計画部長	ひがし きんや 東 欣哉	
西日本鉄道労働組合 自動車対策部長	むちま たかゆき 鞭馬 隆行	
安川タクシー株式会社 代表取締役	やすかわ てつじ 安川 哲史	
福岡市 住宅都市局 都市計画部長	まつおか あつし 松岡 淳	会長

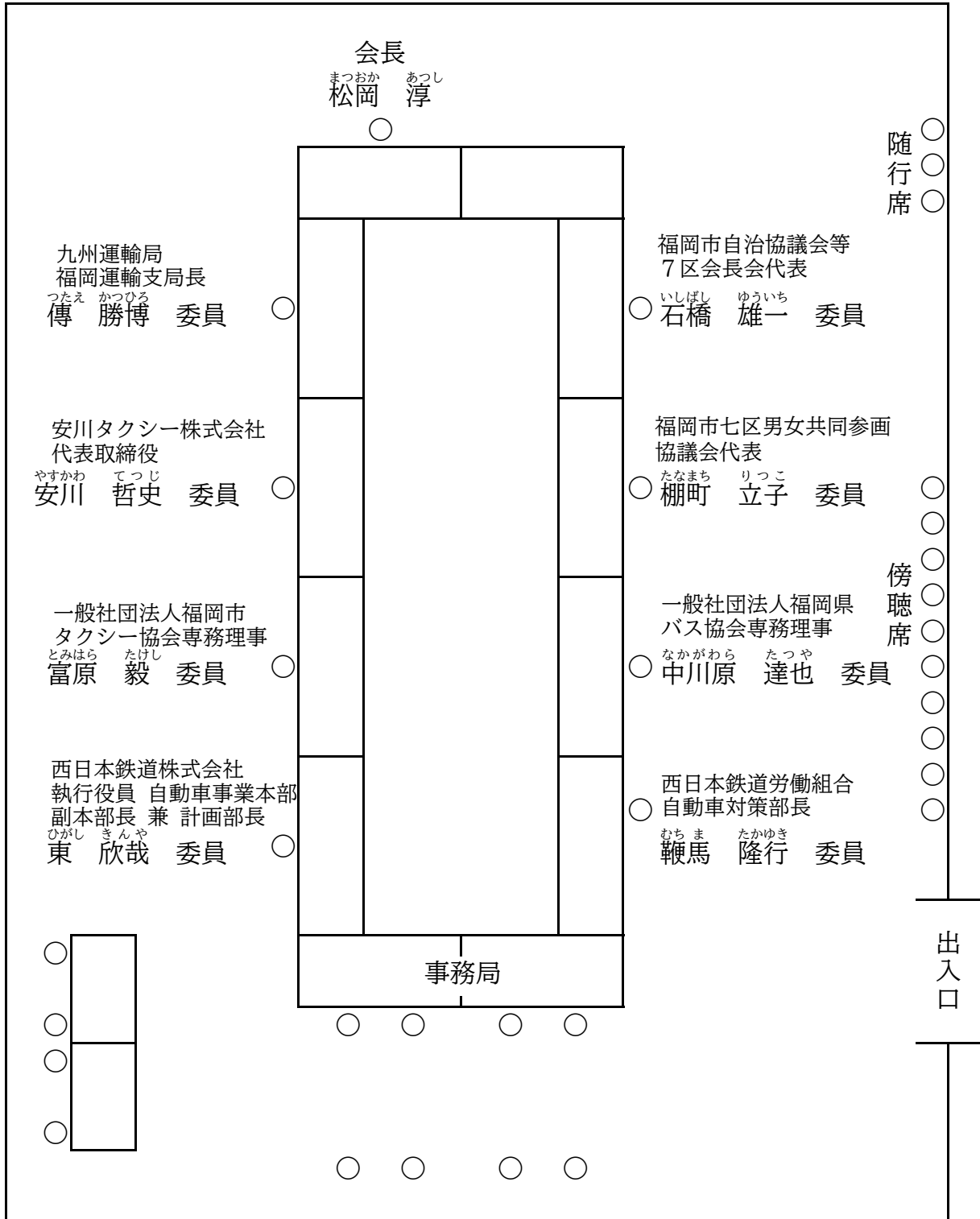
事務局

所 属	氏 名	備考
福岡市 住宅都市局 都市計画部 交通計画課長	ささき りゅうじ 佐々木 竜次	
福岡市 住宅都市局 都市計画部 交通計画課 公共交通支援係長	つつい しゅんぺい 筒井 峻平	
福岡市 住宅都市局 都市計画部 交通計画課 生活交通推進担当主査	なかむら よしひで 中村 嘉秀	

令和5年度 第4回 福岡市地域公共交通会議 座席表

日時：令和5年12月25日（月）15時00分から

会場：エルガーラホール 7階 会議室1



今回の議題の位置づけについて

今回の福岡市地域公共交通会議では、道路運送法に基づく協議及び、条例に基づく生活交通の確保のための施策に関する協議を行う。

■道路運送法（抜粋）

（一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金）

第九条第四項 一般乗合旅客自動車運送事業者が、地域における需要に応じ当該地域の住民の生活に必要な旅客輸送の確保その他の旅客の利便の増進を図るために乗合旅客の運送を行う場合において、国土交通省令で定めるところにより、地方公共団体、一般乗合旅客自動車運送事業者、住民その他の国土交通省令で定める関係者が当該運送に係る運賃等について合意しているときは、当該一般乗合旅客自動車運送事業者は、第一項及び前項の規定にかかわらず、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出ることをもって足りる。これを変更しようとするときも同様とする。

■道路運送法施行規則（抜粋）

（法第九条第四項の合意しているとき）

第九条の二 法第九条第四項の合意しているときとは、同項の届出に係る運賃等について地域公共交通会議（地域住民の生活に必要な旅客輸送の確保その他の旅客の利便の増進を図るために必要な一般乗合旅客自動車運送事業及び第四十九条第一号に規定する市町村運営有償運送に関する協議を行うために一又は複数の市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）又は都道府県知事が主宰する会議をいう。以下同じ。）又は協議会において協議が調っているときとする。

（地域公共交通会議の構成員）

第九条の三 地域公共交通会議は、次に掲げる者により構成するものとする。

- 一 地域公共交通会議を主宰する市町村長又は都道府県知事その他の地方公共団体の長
 - 二 一般乗合旅客自動車運送事業者その他の一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体
 - 三 住民又は旅客
 - 四 地方運輸局長
 - 五 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
- 2 地域公共交通会議を主宰する市町村長又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、前項各号に掲げる者のほか、地域公共交通会議に、次に掲げる者を構成員として加えることができる。
- 一 路線を定めて行う一般乗合旅客自動車運送事業又は第四十九条第一号に規定する市町村運営有償運送について協議を行う場合には、次に掲げる者
 - イ 道路管理者
 - ロ 都道府県警察
 - 二 学識経験を有する者その他の地域公共交通会議の運営上必要と認められる者

■地域公共交通会議の目的「地域公共交通会議の設置及び運用に関するガイドライン」（抜粋）

「地域公共交通会議」は、地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に関する事項、市町村運営有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項、その他これらに関し必要となる事項を協議するため設置するものとし、地域の需要に即した乗合運送サービスが提供されることにより地域住民の交通利便の確保・向上に寄与するよう努めるものとする。

■公共交通空白地等及び移動制約者に係る生活交通の確保に関する条例（抜粋）

第3章 福岡市地域公共交通会議

第12条 この条例の適正な運用を図るため、福岡市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）を置く。

2 交通会議は、次に掲げる事項について、調査、協議及び関係者の意見の調整の事務を行う。

- (1) 生活交通の在り方に関する事項
- (2) 特別対策区域に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市民の生活交通の確保に関し市長が必要と認める事項

3 交通会議は、道路運送法に基づく地域公共交通会議を兼ねるものとし、前項の事務のほか、同法に定められた協議を行う。

4 交通会議の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

■福岡市地域公共交通会議規則（抜粋）

第9条 この規則に定めるもののほか、交通会議の運営に関して必要な事項は、会長が交通会議に諮って定める。

議題 2

議題 1

○福岡市地域公共交通会議規則

平成22年12月27日

規則第135号

改正 平成24年8月16日規則第112号

平成26年3月31日規則第89号

平成28年3月28日規則第43号

(趣旨)

第1条 この規則は、公共交通空白地等及び移動制約者に係る生活交通の確保に関する条例（平成22年福岡市条例第25号。以下「条例」という。）第12条第4項の規定に基づき、福岡市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(交通会議の組織)

第2条 交通会議は、会長及び委員19人以内で組織する。

(会長)

第3条 会長は、住宅都市局都市計画部長をもってこれに充てる。

2 会長は、会務を総理し、交通会議を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(委員)

第4条 委員は、道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第9条の3に規定するところにより、市長が任命する。

2 委員の任期は、3年とする。ただし、任期中であってもその本来の職を離れたとき等は、委員の職を失うものとする。

3 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(臨時委員)

第5条 前条の規定による委員のほか、特別の事項について調査、協議及び関係者の意見の調整の事務（以下「調査等の事務」という。）を行うため必要があるときは、交通会議に臨時委員若干人を置くことができる。

2 臨時委員は、市長が任命する。

3 臨時委員は、当該特別の事項についての調査等の事務が終了したときは、解任されるものとする。

(交通会議の運営)

第6条 交通会議の会議は、条例第9条第2項の規定により、市長が交通会議の意見を聴くときその他会長が必要と認めるときに、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となり、議事を司会する。

3 交通会議は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 交通会議の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(幹事会)

第7条 会長が必要と認めるときは、道路運送法（昭和26年法律第183号）に定められた協議を行うため

交通会議に幹事会を置くことができる。

2 幹事会の委員は、次に掲げる者のうちから会長が選任する。

- (1) 本市の住民
- (2) 関係事業者の職員
- (3) 本市の職員
- (4) その他幹事会の運営上必要と認められる者

(交通会議の庶務)

第8条 交通会議の庶務は、住宅都市局都市計画部交通計画課において処理する。

(平成24規則112・平成26規則89・平成28規則43・一部改正)

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、交通会議の運営に関して必要な事項は、会長が交通会議に諮って定める。

附 則

この規則は、平成22年12月28日から施行する。

附 則 (平成24年 8月16日規則第112号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成26年 3月31日規則第89号)

この規則は、平成26年 4月 1日から施行する。

附 則 (平成28年 3月28日規則第43号)

この規則は、平成28年 4月 1日から施行する。

福岡市地域公共交通会議運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、福岡市地域公共交通会議規則（平成22年福岡市規則第135号。以下「規則」という。）第9条の規定に基づき、福岡市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会議の開催手続)

第2条 会長は、規則第6条に規定する交通会議の会議を開催しようとする場合は、会議の日時、場所、案件等をあらかじめ、委員及び当該議事に関係のある臨時委員に対して通知するものとする。

(委員の代理)

第3条 交通会議の会議における委員及び臨時委員の代理は、これを認めない。ただし、道路運送法施行規則第9条の3第4号に規定する委員にあっては、会長の許可を得て、当該委員が委任する当該機関の職員をもって代理させることができる。

(会議の議事進行)

第4条 福岡市地域公共交通会議規則第6条第2項に規定する議長（以下「議長」という。）は、交通会議の会議を主宰し、議事を進行する。

- 2 議長は、議事について、必要に応じて市の関係職員等に説明及び資料の提出を求めることができる。
- 3 議長は、会議の秩序を維持するために必要な指示を出すことができる。

(傍聴の取扱)

第5条 交通会議の会議は、原則公開とし、傍聴することができる。ただし、議長は、必要があると判断したときは、会議に諮って傍聴を認めないことができる。

- 2 傍聴人は、静穏に傍聴する等、傍聴中は議長の指示に従わなければならない。
- 3 議長は、会議における議事の進行及び秩序維持のために必要があり、かつ、傍聴人が前項の指示に従わないときは、退室を求めることができる。

(会議録)

第6条 会長は、交通会議の会議録を作成し、住宅都市局にて保管させるものとする。

- 2 会議録は、交通会議における議事の内容を文書により記録する。
- 3 会議録は、福岡市情報公開条例（平成14年福岡市条例第3号）第7条の各号にある非公開情報の部分を除き公開するものとする。

(書面開催)

第7条 次に掲げる事項について、会長は、必要と認めるときに、書面により委員の賛否を求め、その結果をもって交通会議の議決に代えることができる。

- (1) 運行時刻の変更

- (2) 運行回数を増加する変更
 - (3) 停留所の新設並びに位置又は名称の変更
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、会長が軽微な事案又は緊急の決定を要する事案と判断したもの
- 2 前項に規定する場合においては、第3条の規定にかかわらず、委員及び臨時委員の代理は、これを認めない。
 - 3 第1項の規定にかかわらず、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数からの書面による回答が得られなければ、交通会議の議決とすることができない。
 - 4 規則第6条第4項の規定は、第1項の議決について準用する。この場合において、規則第6条第4項中「出席した」とあるのは「書面により回答した」と、「議長」とあるのは「会長」と読み替えるものとする。
 - 5 第1項に規定する議決をおこなった場合、会長はその結果を書面により速やかに委員及び当該議事に関係のある臨時委員に報告するとともに、次回の会議において報告するものとする。

附 則

この要綱は、平成23年 3月22日から施行する。

この要綱は、平成25年 7月 4日から施行する。

この要綱は、令和4年 9月20日から施行する。

オンデマンド交通社会実験 (エリア②) の試験運行について

■ 社会実験の趣旨

- 高齢化の進展等に伴い、公共交通が不便な地域における買い物や通院などの生活交通確保が課題となる中、持続可能な生活交通確保の仕組みづくりに取り組んでいく必要があり、取組みの一つとして、オンデマンド交通社会実験を実施している。

■ オンデマンド交通社会実験の概要

- 予約に応じて効率的に運行する「オンデマンド交通」を活用し、複数校区等での広域運行や曜日別運行等の運行内容の工夫をはじめ、運賃以外の収入確保の工夫に取り組んでいる。

【オンデマンド交通】

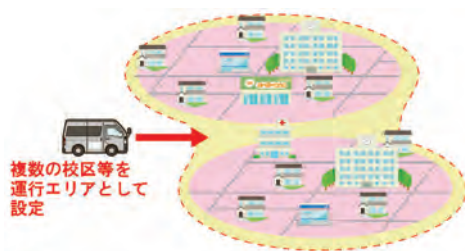
- ・時刻表がなくスマートフォンや電話で予約し、AI等が選んだ最適なルートで運行
- ・面的に一定の需要が広がるエリア内での比較的短距離の移動に用いられる



オンデマンド交通社会実験について（趣旨・概要）

【運行内容の工夫イメージ】

例1：広域運行



例2：曜日別運行



【運賃以外の収入確保の工夫イメージ】

エリアスポンサー制度：スポンサー事業者からの協賛・広告で運行費の一部を支える



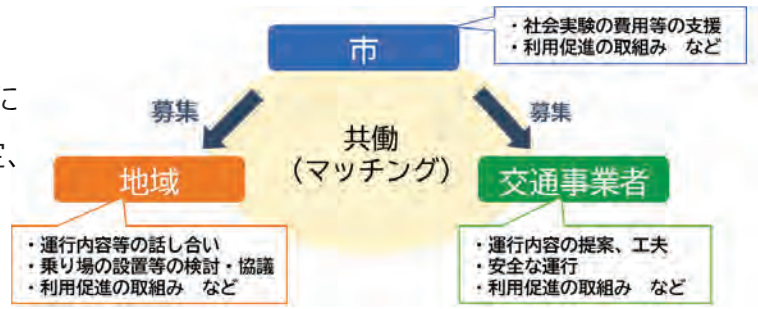
【生活交通に関する住民意識調査（R1調査）】

- ・居住地の公共交通は全体で約8割の方が概ね便利と回答
- ・外出頻度はそれほど多くない（週2～3回）が日中の買い物等の移動がある
- ・年齢が高くなるほど無理なく歩ける距離は短くなる等

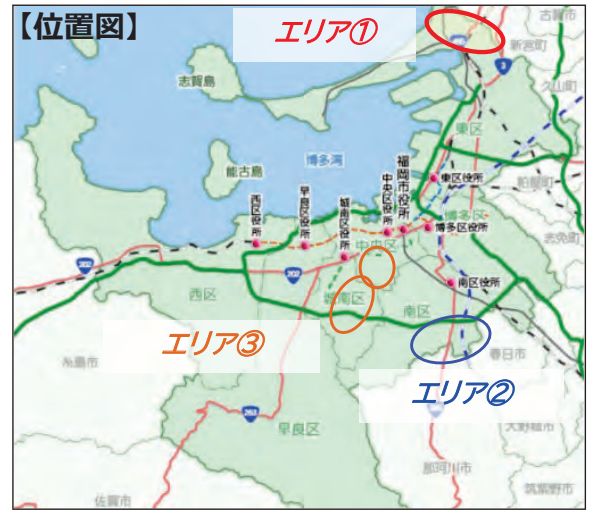
オンデマンド交通社会実験について（取組み状況）

■ 各エリアの取組み状況

○ 市と共働で運行内容の検討や利用促進等に主体的に取り組む地域・交通事業者をそれぞれ募集のうえ決定、市内3エリアで社会実験に取り組んでいる。



○ 各エリアにおいて、地域・交通事業者・市による運行協議会を設置し、運行内容や利用促進等の協議・検討に取り組んでおり、
 エリア①東区は令和4年11月24日、
 エリア②南区は令和5年1月31日、
 エリア③中央区・城南区は令和5年6月28日に運行を開始した。



オンデマンド交通社会実験について（スケジュール予定）

	R4 ~ 9月	~ 12月	R5 ~ 3月	~ 6月	~ 9月	10月 ~	
エリア①	● 運行協議会 ● 運行協議会 ● 運行協議会 9 / 20 地域公共交通会議 (取組状況)	● 運行協議会 10 / 7 地域公共交通会議 (①運行計画・②③取組状況) 11 / 24 運行開始 12 / 13 地域公共交通会議 (②運行計画・①③取組状況)	● 運行協議会 1 / 31 運行開始	● 運行協議会 4 / 20 地域公共交通会議 (③運行計画・①②取組状況)	● 運行協議会 9 / 4 地域公共交通会議 (①②③取組状況)	● 運行協議会 10 / 17 地域公共交通会議 (①取組分析等・②③取組状況) 12 / 25 地域公共交通会議 (②取組分析等・①③取組状況) 本日	○ 運行協議会 2月頃 地域公共交通会議 (①②③取組状況 他) ※適宜協議会開催や、利用促進策 (停留所追加等) 等の取組みを実施
エリア②	● 運行協議会	● 運行協議会		● 運行協議会		● 運行協議会 2月頃 地域公共交通会議 (①②③取組状況 他) ※適宜協議会開催や、利用促進策 (停留所追加等) 等の取組みを実施	
エリア③	● 運行協議会	● 運行協議会	● 運行協議会	● 運行協議会 6 / 28 運行開始	● 運行協議会	● 運行協議会 2月頃 地域公共交通会議 (①②③取組状況 他) ※適宜協議会開催や、利用促進策 (停留所追加等) 等の取組みを実施	

※ 運行計画等は、適宜、交通事業者等との協議。スケジュールは関係者協議等により変更となる可能性あり。
 ※ 各校区と協議を行い、利便性向上策(停留所追加)等を実施。

オンデマンド交通社会実験について（取組地域の状況 エリア①）

エリア①東区 美和台・和白東・三苦校区

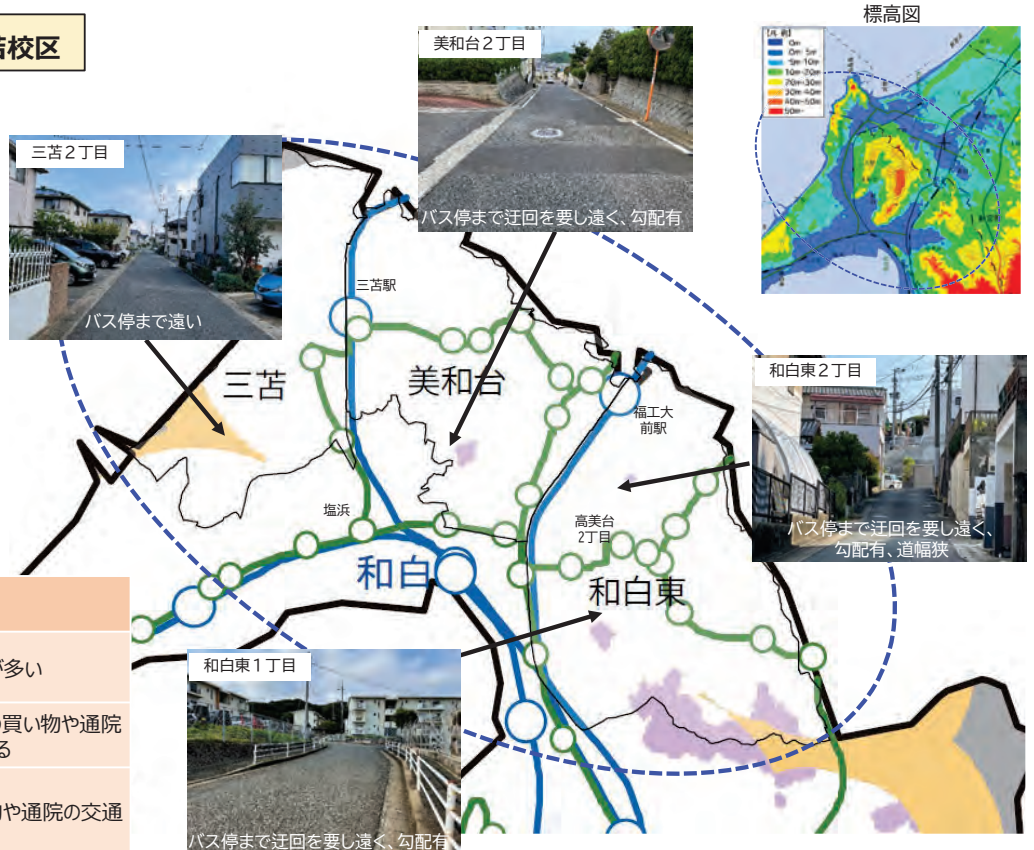
【凡例】

- 公共交通空白地
- 公共交通不便地
- 公共交通不便地に準ずる地域（高低差）
- 駅
- バス停

人口	37,315人※
面積	6.44 km ²
地域の状況	一部地域でバス停等までの距離及び高低差あり
運行内容	広域運行

※R5.9末

校区	地域の声
三苦	・起伏が有り、道路の狭いところが多い
美和台	・高台で高低差があり、高齢者の買い物や通院の交通手段の確保に苦慮している
和白東	・坂道、高台が散在している ・高齢者が多く、高齢者の買い物や通院の交通手段の確保に苦慮している



オンデマンド交通社会実験について（取組地域の状況 エリア②）

エリア②南区 鶴田・老司・弥永西・弥永・日佐校区

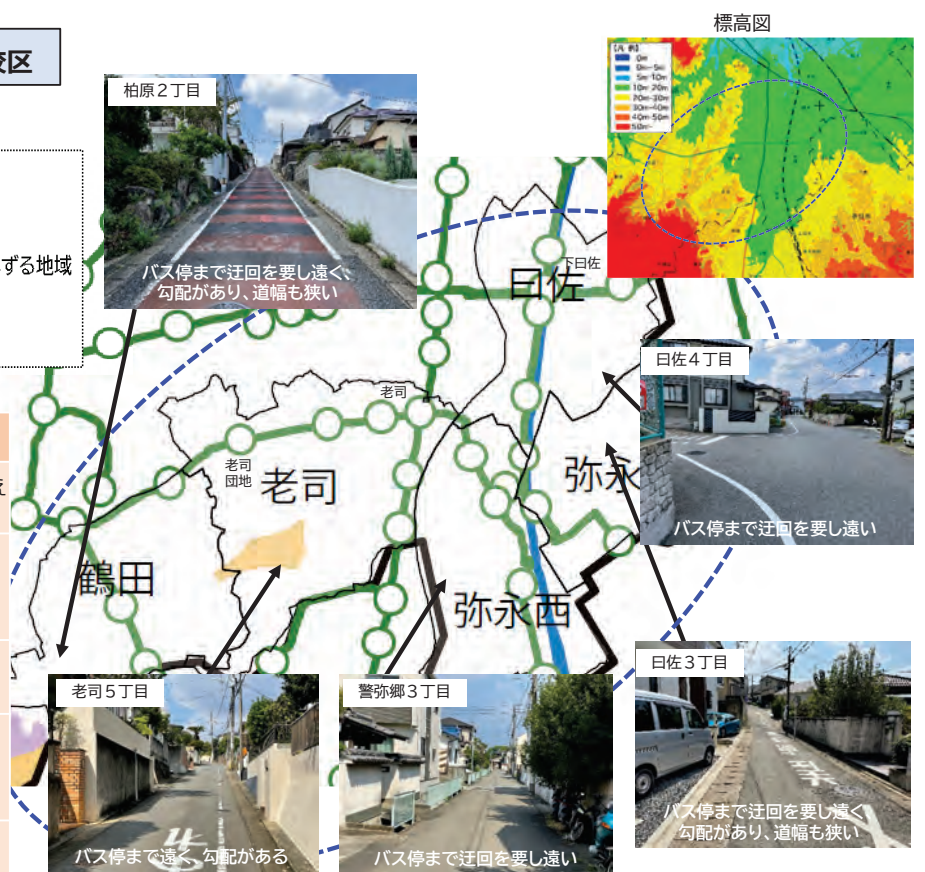
人口	37,735人※
面積	4.61 km ²
地域の状況	一部地域でバス停までの距離あり、鉄道がない
運行内容	広域運行

※R5.9末

【凡例】

- 公共交通空白地
- 公共交通不便地
- 公共交通不便地に準ずる地域（高低差）
- 駅
- バス停

校区	地域の声
鶴田	・自家用車を持っていない人や免許返納者が増えてきており、買い物や通院が困難
老司	・高台に住宅密集地がある ・最寄りのバス停まで40分以上かかる地域もあり、買い物や通院が困難
弥永西	・高齢化が進み、免許返納者が増えてきており、買い物や通院ができない人が多い
弥永	・一部地域は高台にあり、道路も狭隘である ・バス停まで20分以上かかる地域もあり、買い物や通院のための交通手段が必要
日佐	・バス停まで遠く、通院や買物が困難である



オンデマンド交通社会実験について（取組地域の状況 エリア③）

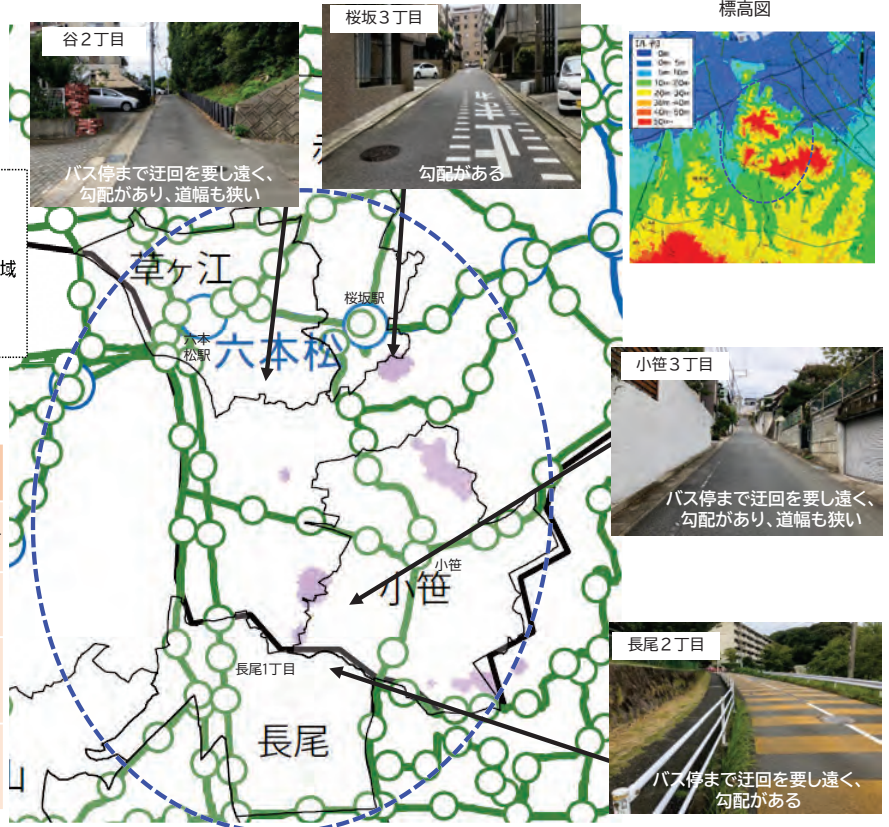
エリア③A 中央区 草ヶ江・赤坂・小笹校区 城南区 長尾校区

人口	56,334人※
面積	4.65 km ²
地域の状況	一部地域でバス停等までの距離及び高低差あり
運行内容	曜日別運行

※R5.9末

【凡例】

- 公共交通空白地
- 公共交通不便地
- 公共交通不便地に準ずる地域（高低差）
- 駅
- バス停



校区	地域の声
草ヶ江	・高台やバス停まで20分以上かかる地域があり、通院や買い物の交通手段が必要
赤坂	・公共施設への移動が困難な地域がある ・高台の地域があり、通院や買い物が困難
小笹	・高台が多く、車の運転ができなくなった高齢者などの通院や買物が困難
長尾	・高台やバス停まで遠い地域があり、通院や買い物の交通手段が必要

オンデマンド交通社会実験について（取組地域の状況 エリア③）

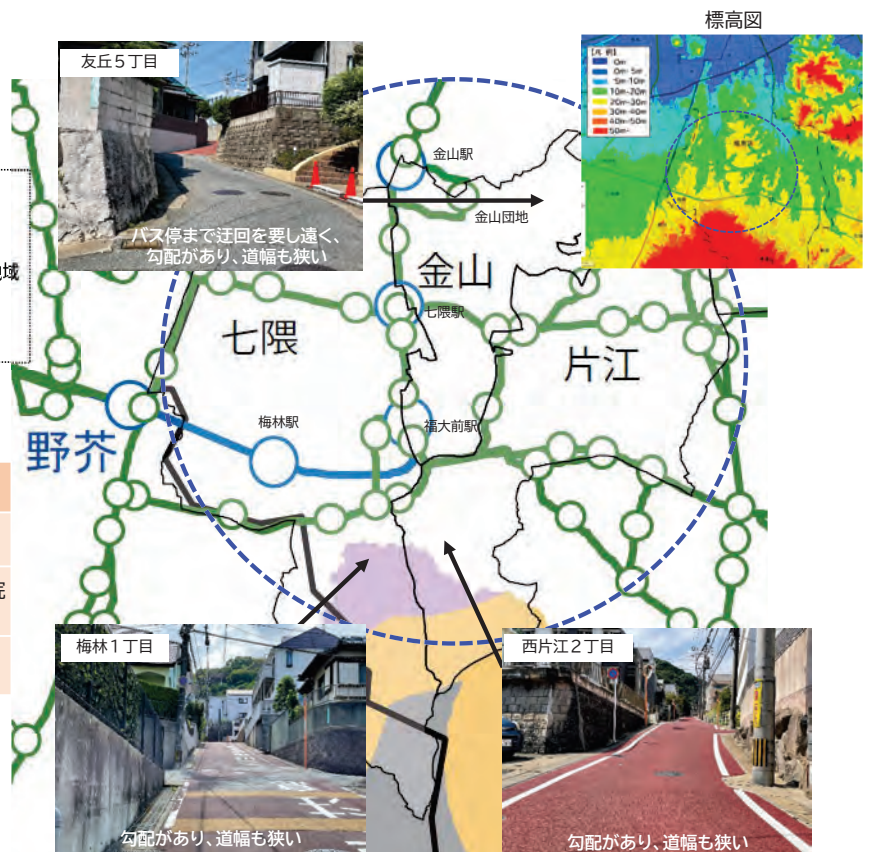
エリア③B 城南区 七隈・金山・片江校区

人口	33,405人※
面積	5.70 km ²
地域の状況	一部地域でバス停等までの距離及び高低差あり
運行内容	曜日別運行

※R5.9末

【凡例】

- 公共交通空白地
- 公共交通不便地
- 公共交通不便地に準ずる地域（高低差）
- 駅
- バス停



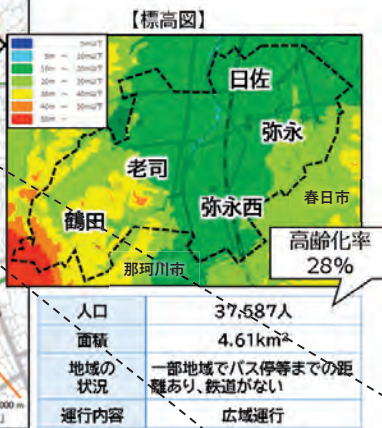
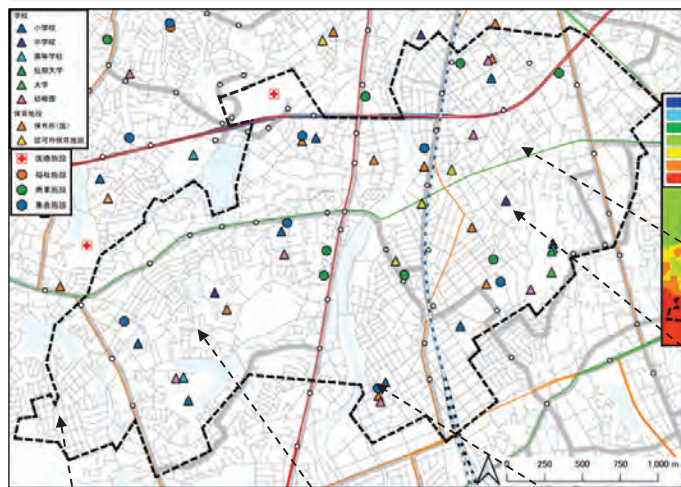
校区	地域の声
七隈	・坂道が多く買い物や通院が困難
金山	・道路狭隘で坂道が多い地域では、買い物や通院が困難
片江	・坂道が多く買い物や通院が困難

オンデマンド交通社会実験 「チョイソコふくおかエリア②南区」について

1. エリア②南区概要

(1) 地理的状況

・商業施設等が立地する幹線道路は低地にあり、戸建て住宅団地は高台等に立地するため、坂道での移動やバス停まで迂回を要する地域があるなど、特に高齢者等の買い物などの外出の困りごとになっている。



■地域の移動に関する困りごと

校区	地域の声
老司	・高台に住宅密集地がある ・最寄りのバス停まで40分以上かかる地域もあり、買い物や通院が困難
鶴田	・自家用車を持っていない人や免許返納者が増えてきており、買い物や通院が困難
弥永西	・高齢化が進み、免許返納者が増えてきており、買い物や通院ができない人が多くいる
弥永	・一部地域は高台にあり、道路も狭隘 ・バス停まで20分かかる地域もあり、買い物や通院のための交通手段が必要
日佐	・バス停まで遠く、通院や買い物が困難である

柏原2丁目



老司5丁目



警弥郷3丁目



日佐3丁目



日佐4丁目



2.運行概要

(1)運行サービス (R5.12.20時点)

項目	内容		
運行サービス	名称	チョイソコふくおか エリア②南区	
	運行区域	老司・鶴田・弥永西・弥永・日佐校区 外	
	停留所	96箇所 (当初 54箇所)	
	運行方式	フルデマンド方式	
	運行曜日	月、火、水、木、金 (運休：土日祝日・12月29日～1月3日)	
	運行時間帯	8:00～18:00 ※内1時間は2回に分けてドライバー休憩時間あり	
	予約方法	電話予約 (コールセンター) 、 インターネット予約	
	予約受付時間	電話予約受付：8:00-17:30 、 インターネット予約受付：24時間 【予約可能期間：乗車希望日の1週間前～20分前※ まで】※R5.11.24～	
	運賃設定	300円/1乗車・人	
	割引の有無・内容	有 (障がい者、小学生は半額の150円)	
	決済方法	現金、クレジットカード (事前のみ) 、 交通系IC (電子マネー) 、 iD ※R5n高齢者乗車券・福祉乗車券から「チョイソコ乗車券」(紙券) が選択可	
		使用車両	ジャパンタクシー
乗車定員		5名 (ドライバー1名、乗客4名まで)	
導入方法	既存タクシー車両使用		

2.運行概要

(2)停留所 (R5.12.20時点)



■停留所設置数の推移

時点	停留所数	停留所数	
		住宅地等 停留所	スポンサー 停留所
R5.1.31	54	45	9
R5.3.20	60	45	15
R5.5.1	81	65	16
R5.7.10	82	65	17
R5.8.17	87	69	18
R5.10.10	88	70	18
R5.10.30	90	70	20
R5.11.15	91	70	21
R5.12.20	96	74	22

3.会員登録及び利用状況

(1)会員登録者・利用経験者数 ※10/31時点

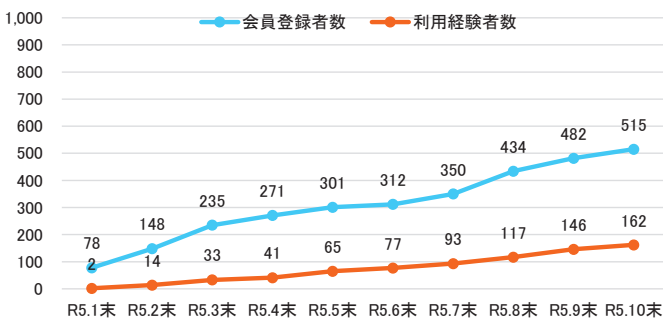
- ・エリア②南区の会員登録者数は、R5.10.31時点で515人（うち高齢者は約8割）であり、徐々に増加。
- ・そのうち利用経験者は162人（うち高齢者は約8割）となっている。

○地区別（人）

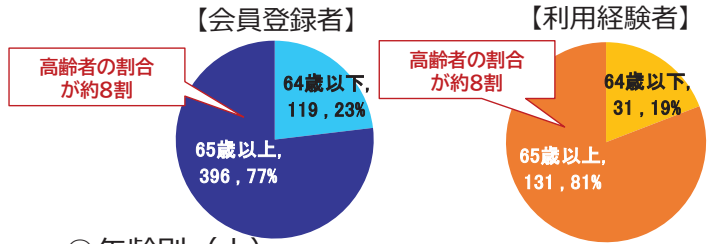
地区	会員登録者数 A	利用経験者数 B	割合 B/A
エリア②南区	515	162	31%
老司	90	31	34%
鶴田	160	40	25%
弥永西	115	28	24%
弥永	117	57	49%
日佐	33	6	18%
小計	515	162	31%
エリア①東区	1,094	450	41%
エリア③中央区・城南区	562	140	25%
その他・不明含む	433	117	27%
合計	2,604	869	33%

※会員登録時に登録した「最寄り停留所」から集計
 ※エリア①R4.11.24、エリア②R5.1.31、エリア③R5.6.28運行開始

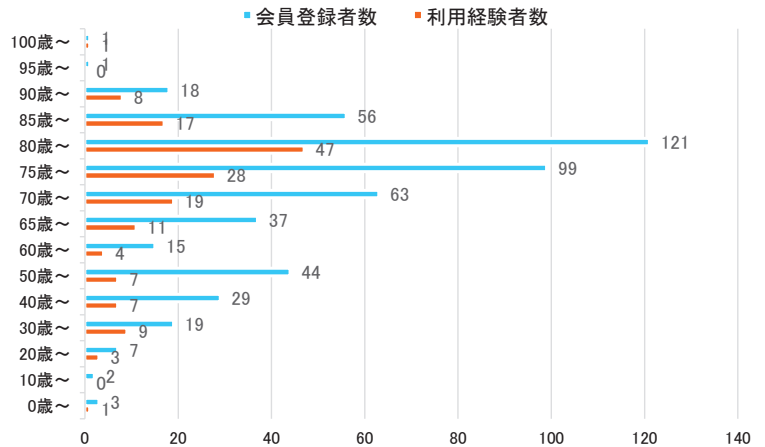
○エリア②南区の推移（人）



○高齢者の方の割合 ※エリア②南区



○年齢別（人） ※エリア②南区



3.会員登録及び利用状況

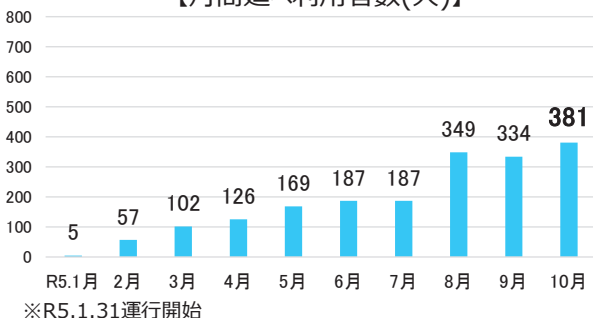
(2)利用者数（延べ） ※10/31時点

- ・R5.10月は月間延べ381人(前月比+47人)、1日当たり平均18人(前月比+1人)の利用があった。

○月間・1日当たり平均利用者数の推移（人）

月	月間延べ利用者数(人)		1日当たり平均利用者数(人)		運行日数
	前月比		前月比		
R5.1月	-	5	-	5	1日
2月	▲	57	▲	3	19日
3月	▲	102	▲	5	22日
4月	▲	126	▲	6	20日
5月	▲	169	▲	8	20日
6月	▲	187	▲	9	22日
7月	▲	187	▲	9	20日
8月	▲	349	▲	16	22日
9月	▲	334	▲	17	20日
10月	▲	381	▲	18	21日

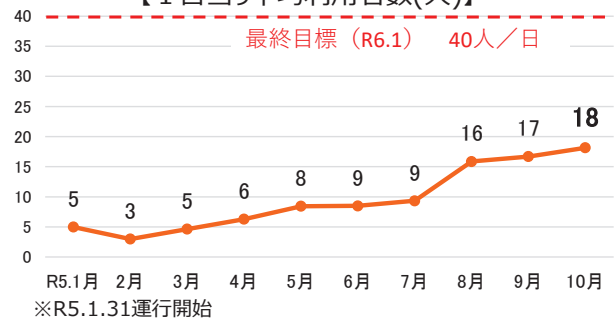
【月間延べ利用者数(人)】



○利用が多い停留所（上位20箇所） ※11/24～10/31累計

順位	停留所名	乗降合計(回)	割合
1	②77 福岡徳州会病院	252	6.6%
2	②68 ダイキョーバリュー弥永店	248	6.5%
3	②2 老司団地前	209	5.5%
4	②20 藤岡川病院	208	5.5%
5	②54 彌永第3丁目寅田前	207	5.5%
6	②13 望月眼科	183	4.8%
7	②12 中村病院	181	4.8%
8	②93 日佐住吉神社前	160	4.2%
9	②29 老司5丁目集会所	156	4.1%
10	②4 老司公民館	155	4.1%
11	②51 弥永西公民館	117	3.1%
12	②48 デンタルオフィス・まくらえ	100	2.6%
13	②100 セブンイレブン福岡老司3丁目店	94	2.5%
14	②5 老司3号公園	93	2.5%
15	②39 セブンイレブン鶴田4丁目店	86	2.3%
16	②38 セブンイレブン鶴田3丁目店	79	2.1%
17	②98 藤本眼科クリニック	77	2.0%
18	②85 海鮮家うえむら	75	2.0%
19	②63 南島整形外科	72	1.9%
20	②61 日佐中学校前	65	1.7%

【1日当たり平均利用者数(人)】

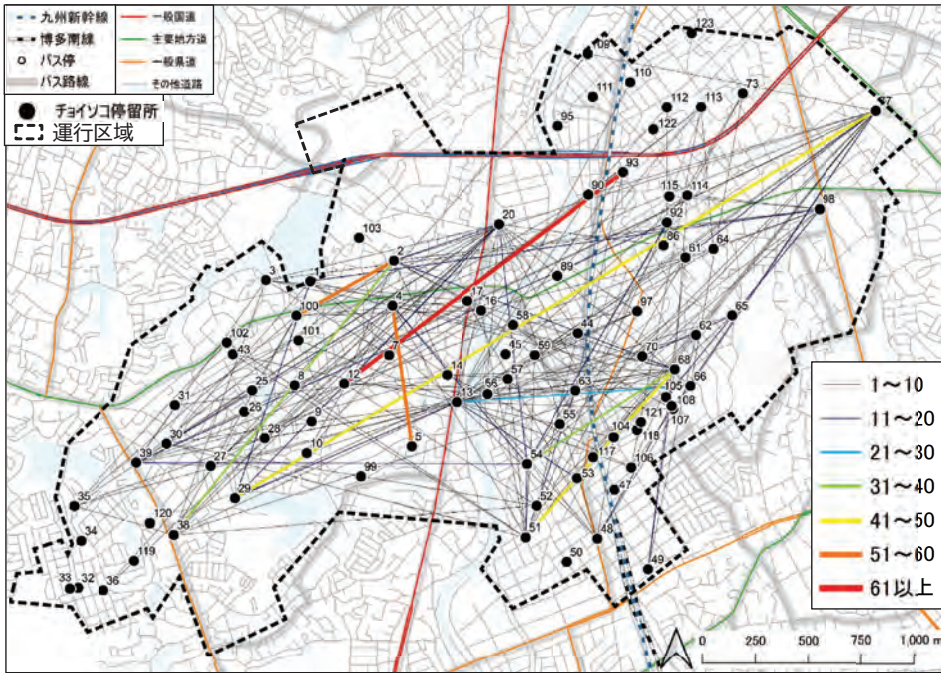


3.会員登録及び利用状況

(3)その他利用状況 ※8/31時点

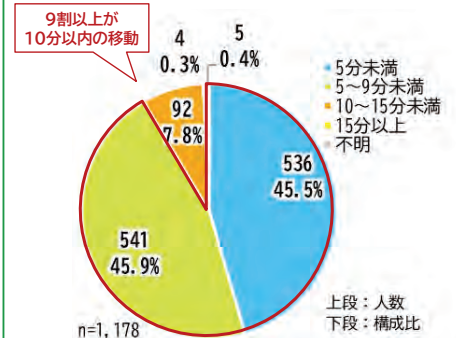
・自宅近くの停留所から病院、買い物先、公民館への利用が多い。

○移動の傾向 (OD図)



乗車・降車の合計が多い順 (上位10位)	利用者数
②68_ダイキョーバリュー弥永店	158
②2_老司団地前	145
②13_望月眼科	135
②12_中村病院	133
②93_日佐住吉神社前	123
②20_那珂川病院	122
②54_警弥郷3丁目黄田前	116
②4_老司公民館	109
②77_福岡徳州会病院	108
②51_弥永西公民館	95

【参考】利用ごとの所要時間

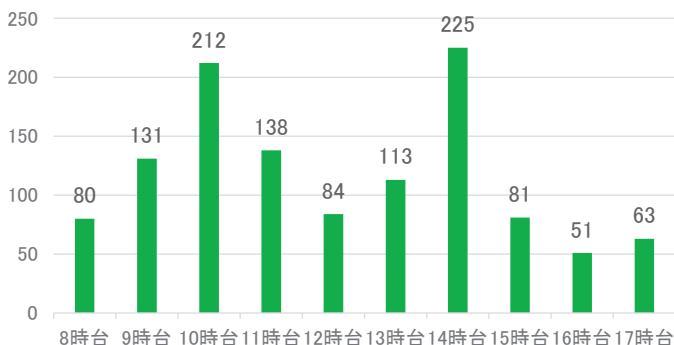


3.会員登録及び利用状況

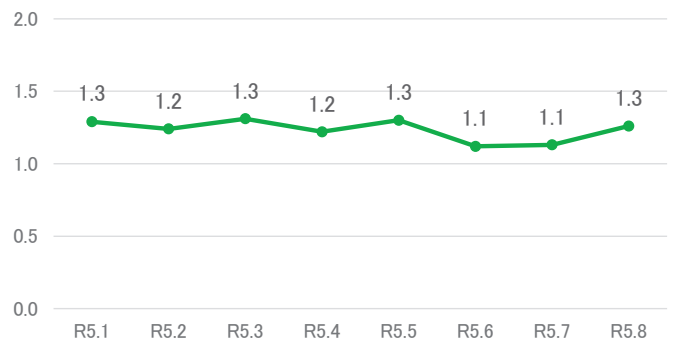
(3)その他利用状況 ※8/31時点

- ・時間帯別にみると、午前10時台、午後14時台の利用が多い。
- ・8月は、平均すると約1.3人が乗り合わせしている。
- ・予約方法別にみると、電話予約が85%、WEB予約が15%を占める。

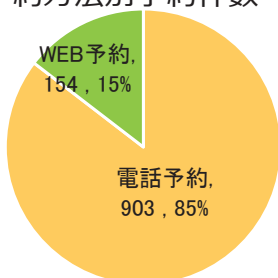
○時間帯別利用者数 (人) ※R5.1~R5.8累計



○乗合率



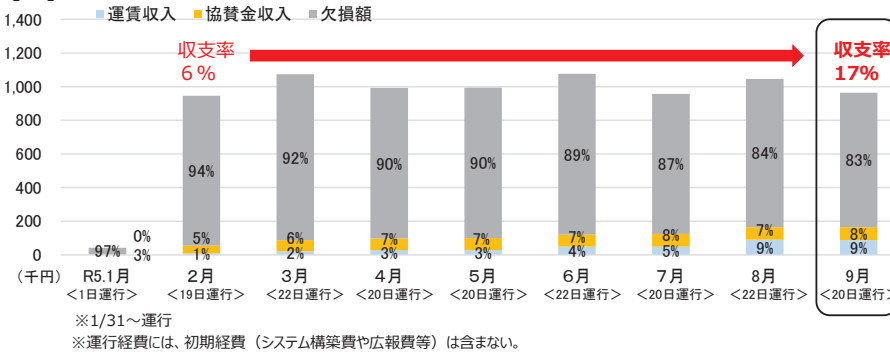
○予約方法別予約件数 (件) ※R5.1~R5.8累計



4.収支状況

- ・収支状況は、9月時点で収支率は17%、欠損は83%だが、収支率は徐々に増加。
- ・スポンサー契約数は徐々に増加しており、協賛金は9月時点で約8万円。

(1)収支割合



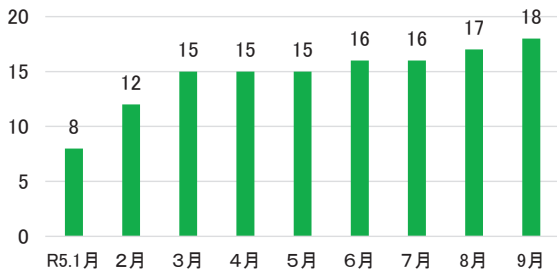
R5.9月実績	
欠損額(市負担金見込み)	約80万円
収入	
協賛金収入	約8万円
運賃収入	約9万円
運行経費 (人件費、燃料油脂費、システム運用費など) ※経費等は運行日数により変動	約96万円

利用者1人当たり 約2,400円
※9月利用者数 334人

※1万円未満は四捨五入のため端数が合わない場合がある。

(2)スポンサー数

○スポンサー契約数の推移



○スポンサー契約の状況 ※スポンサープランにより広告の大きさ等が変化



5.アンケート調査結果

(1)調査の目的・概要

- 利用者の利便性向上や事業者の運行効率化等を図っていくため、取組み校区の住民及び会員登録者を対象に、アンケート調査を実施。

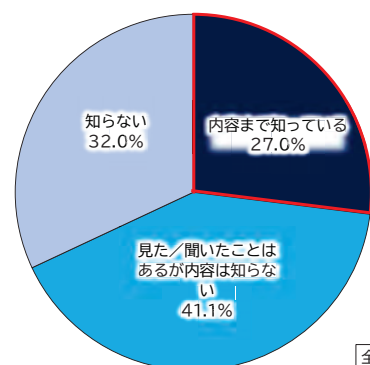
	①住民アンケート	②会員アンケート
主体	市	交通事業者（チョイソコグループ）
対象	福岡市南区（鶴田・老司・弥永西・弥永・日佐校区）在住の18歳以上の男女1,000人 ※無作為抽出：非会員含む	チョイソコふくおかエリア②会員 422人（調査票発行数：243世帯）
調査方法	郵送による配付・回収	チョイソコ通信（会報誌）に同封し郵送・回収
調査時期	令和5年8月10日～9月4日	令和5年8月4日～8月31日
有効回収数（率）	241サンプル（24.1%）	95サンプル（22.5%）

(2)主な調査結果

○チョイソコに関する意見 ①住民アンケート

<認知度>

「チョイソコふくおか」の認知状況について、「内容まで知っている」が約3割、「見た／聞いたことはあるが内容は知らない」が4割で、およそ3分の2を占めている。一方、「知らない」は約3割となっている。



全体(n=241)

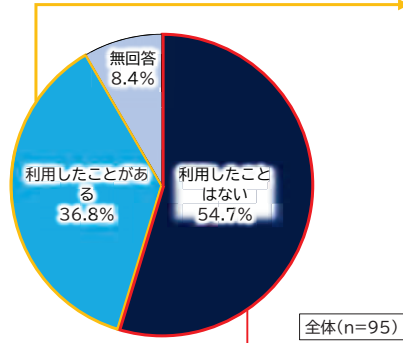
5.アンケート調査結果

(2)主な調査結果

○チョイソコに関する意見 ②会員アンケート

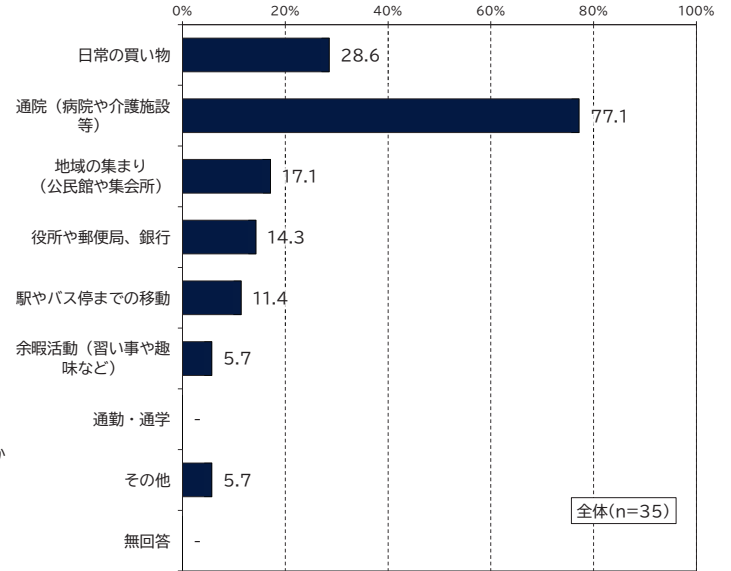
<利用の有無>

「利用したことがある」が約4割、「利用したことはない」が5割超を占めた。



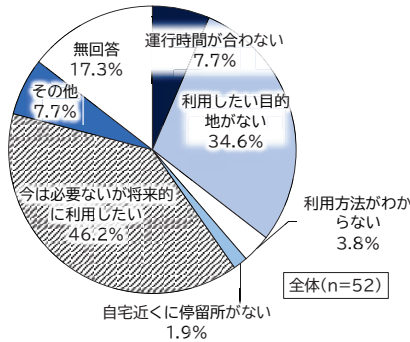
<チョイソコの主な利用目的>

「チョイソコふくおか」を利用したことがあると回答された方の利用目的としては、「通院」が77.1%と最も多く、次いで「日常の買い物」(28.6%)が多い。



<未利用の理由>

「今は必要ないが将来的に利用したい」が約5割、「利用したい目的がない」が約3割、「運行時間が合わない」が約1割を占める。



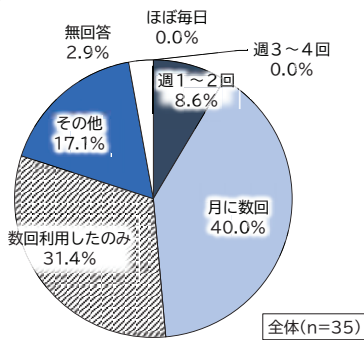
5.アンケート調査結果

(2)主な調査結果

○チョイソコに関する意見 ②会員アンケート

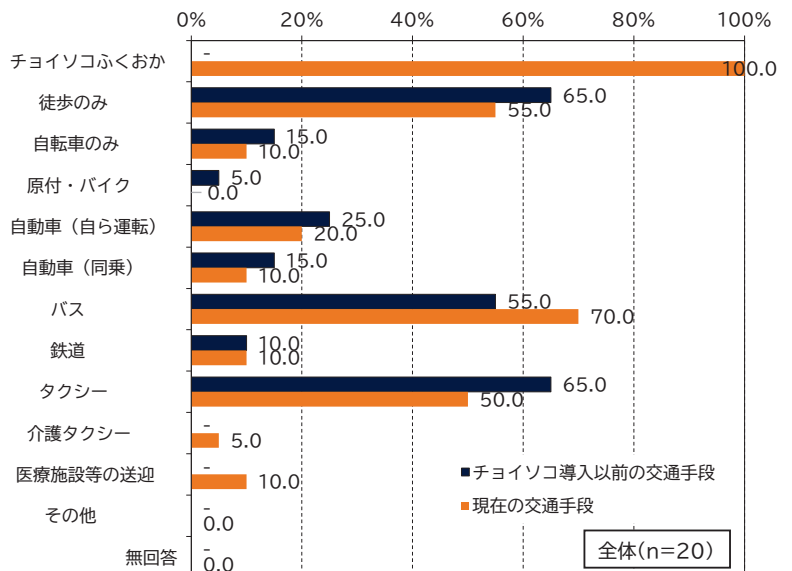
<チョイソコの利用頻度>

「チョイソコふくおか」を利用したことがあると回答された方の利用頻度としては、「月に数回」が4割、「数回利用したのみ」が約3割、「週に1~2回」が約1割を占めている。



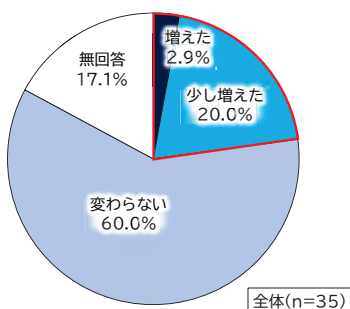
<チョイソコ利用者の交通手段 (チョイソコ導入前後)>

・日常生活 (買い物、通院、通勤、地域の集まりなど) の外出にチョイソコを使用している方の、チョイソコ導入前後の交通手段を比較すると、「バス」が15.0%増加する一方、「タクシー」が15.0%、「徒歩のみ」が10.0%、「自転車のみ」、「原付・バイク」、「自動車 (自ら運転)」、「自動車 (同乗)」が5%減少している。
・半数以上の方が、チョイソコと、バス・タクシーなどの既存の公共交通を併用している。



<外出頻度の変化>

「チョイソコふくおか」を利用したことがあると回答された方のうち、外出頻度が増えた方が、「増えた」(2.9%)、「少し増えた」(20.0%)と、約2割を占めている。



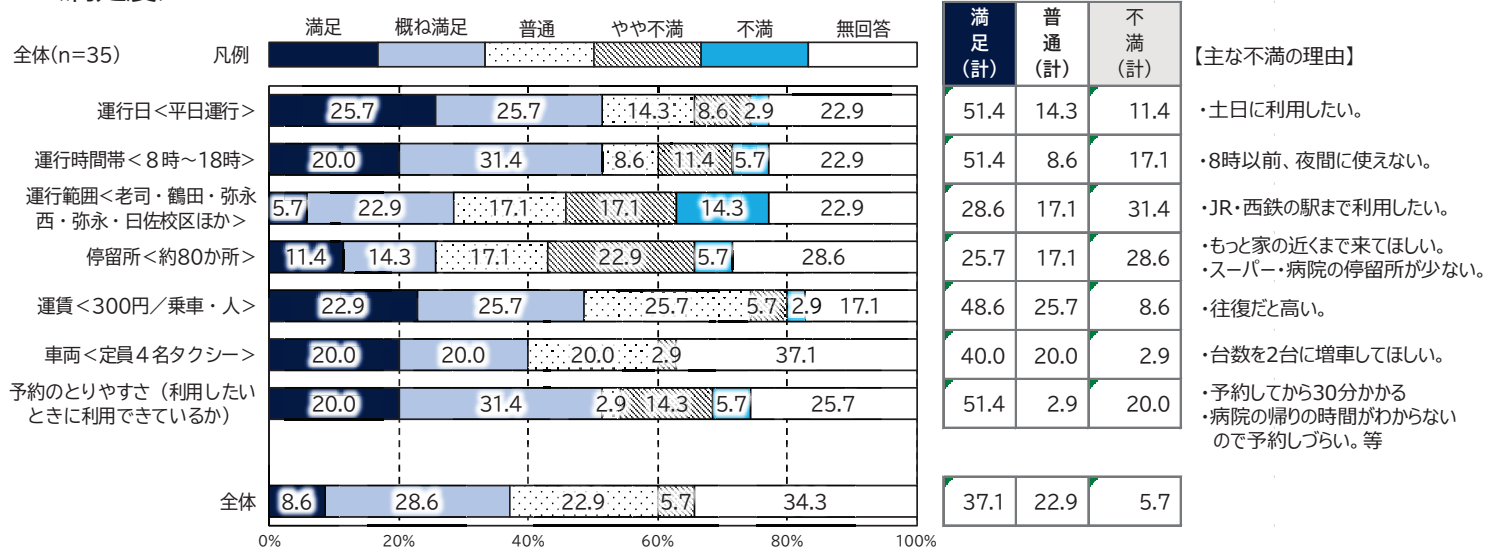
5.アンケート調査結果

(2)主な調査結果

○チョイソコに関する意見 ②会員アンケート

・「チョイソコふくおか」を利用したことがあると回答された方に、「チョイソコふくおか」の評価について尋ねた。
 ・「満足」と「概ね満足」を合わせた『満足（計）』の割合は「運行日＜平日運行＞」、「運行時間帯＜8時～18時＞」、「予約のとりやすさ（利用したいときに利用できるか）」で51.4%と半数超を占める。また、「全体」では約4割となっている。
 ・一方、「やや不満」と「不満」を合わせた『不満（計）』の割合は「運行範囲＜老司・鶴田・弥永西・弥永・日佐校区ほか＞」で31.4%と最も高く、次いで「停留所＜約80箇所＞」で28.6%。また、「全体」では5.7%となっている。

<満足度>



6.ヒアリング結果

(1)地域の主なご意見（9月下旬：各校区ヒアリング）

- チョイソコは、**高齢者を中心に、今までバスでは行けなかったところにも行けるようになり、便利になったという声**を聞いている。
- 運行開始当初は知らない人が多かったが、最近、聞いたことがあるという人が増えてきて、**前よりは認知が進んできた**とを感じるが、**まだまだ認知不足**という気がする。オンデマンド交通自体、馴染みがないシステムなので、**もう少し周知に時間がかかる**と思う。
- 公民館だより等による**住民への定期的な周知**や、**高齢者を中心に説明会・呼びかけ**を行い、口コミで広がるようにしていきたい。
- 会員登録に時間がかかるのでなかなか利用につながらないのでは。WEB登録以外でも**即時で会員登録できる仕組み**、または**未登録者でも試しに利用できるような仕組み**を検討してもらいたい。
- 外出（特に通院）の帰りの時間がわからないときに、チョイソコをうまく利用できない。最近ではタクシーを呼んでも来ないことが多く困る。
- 乗車の30分前までしか予約ができないので、**少しでも予約受付時間を拡大**してもらいたい。
- 地域行事が多い**土日**も運行してもらいたい。
- 駅、バスの営業所までエリアを広げて**もらいたい（井尻駅、博多南駅、桧原営業所）
- 今まで取組み、やっと利用が増えてきたところ。高齢化に加え、バス減便やタクシー不足の話もある中、チョイソコの**運行を継続**されたい。

(2)交通事業者の主なご意見（9月下旬：チョイソコグループヒアリング）

- 高齢者を中心に**利用され、概ね満足いただいていると感じている。8月から利用が増えたが、新規利用者というよりは、今までの利用者が継続して利用するようになったパターンが多いと感じる。**地域の移動手段として定着を期待する声**も受けている。
- 一方で、**駅へのアクセスがなく、使い勝手がよくない**のご意見が多い。
- 運行エリアの範囲は、現状では妥当**と考えるが、住民の行きたい場所がきちんと停留所になっているか、エリア内に入っているかは再考していきたい。
- 会員登録のペースは東区に比べるとややゆっくりだが、**口コミで徐々に増えており、他都市と比較しても標準的**。
- スポンサーについては、利用者が直接、事業者へ停留所交渉いただいております。非常に感謝しています。**現行より上のプラン（2万円～）を増やしても良い**と感じている。
- まず会員登録イベントを実施**することを検討したい。1,000名程度の会員を確保するために、地域のイベント（祭りや集まり）にブースを出させていただくなど、**認知拡大を図り、その後に利用促進へとつなげていきたい**。

7.今後の方向性

項目	①運行サービス
結果	○会員(R5.10:515人)及び利用者(R5.10:18人/日)は増加傾向にはあるが、利用目標達成(40人/日)には至っていない。 ○サービスについて約4割が満足と回答。一方、運行範囲、停留所等の改善要望あり。
項目	②運営面
結果	○利用者及びスポンサー数(R5.9:18停留所)が徐々に増え、収支率は増加傾向だが、R5.9月で収支率17%、欠損(負担)額は約80万円/月。 ○認知度(内容まで知っている)は約3割。
項目	③地域住民のQOL
結果	○外出機会が増えた方が約2割。
項目	④地域課題の適合性
結果	○利用経験者の8割が高齢者であり、通院や買い物先等への移動のための交通手段の一つとなっている。



- 利用者数や収支は厳しい状況であるものの、利用者は増加傾向で、地域住民の外出機会の増加等にもつながっている。
○これまで地域や事業者と共働で、認知度や利便性の向上、利用促進、運賃外収入の確保などに取り組んできており、地域等の意見も踏まえ、停留所の追加や周知・利用促進など、今後、より一層取組みを進めることで、本社会実験を、公共交通が不便な地域等における持続可能な生活交通確保の仕組みづくりに資するものとしていく。

⇒ **地域、交通事業者、市の三者で連携し、それぞれが主体的に、現行に加え、新たな取組みを行っていくこととし、社会実験の運行を1年間延長する。**

8.今後の取組み

【現行の取組み】

項目	内容
①運賃外収入の確保	・新規スポンサーの確保
②利便性の向上(運行内容改善)	・停留所の設置(目的地、住宅地) ・乗合い率を高めるシステム設定変更 ※R5.11.24～ (①乗降時間短縮 ②運行ゆとり時間拡大) ・予約受付時間拡大 ※R5.11.24～ (乗車30分前 ⇒20分前まで)
③認知度の向上(周知)	・住民説明会の開催 ・チラシの全戸配布 ・市政だより、ホームページ等での広報 ・自治協だより・公民館だより等、地域広報物への掲載 ・地域の会合等での呼びかけ 等
④利用促進	・イベント(車両お披露目・試走式、スポンサーと連携したイベント) ・会員登録者へのチョイスコ通信発行 ・乗車無料券発行(運行開始当初)

【新たな取組み案】

内容
・スポンサープランの見直し (現行は1万円プランが上限だが、上限を大きくする)
・停留所の充実(目的地等) ・乗合い率を高めるシステム設定変更等による利用状況等を踏まえながら、更なるシステム設定変更等を検討
・停留所看板へホームページのQRコード掲載 ※その他、地域等と検討中
・停留所看板へ予約サイトのQRコード掲載 ・子ども見守りメール配信サービスの検討 ・スタンプカード導入の検討 ※その他、地域等と検討中

その他にも、地域・交通事業者・市で検討中であり、三者で協議しながら順次、新たな取組みを実施していく

オンデマンド交通社会実験（エリア②）の試験運行について

1. 趣旨

福岡市オンデマンド交通社会実験については、高齢化の進展等に伴い、公共交通不便地等における生活交通確保が課題となる中、持続可能な生活交通確保に向けた取組みの一つとして取り組むものである。

エリア②・南区については、令和4年度第5回福岡市地域公共交通会議の協議を経て、令和5年1月31日より運行を開始しているが、持続可能な生活交通確保の仕組みづくりに向け、引き続き、地域、交通事業者及び市がそれぞれ主体的な取組みを進めていくため、試験運行期間の延長について、本会議に諮るもの。

2. 運行計画案

(1) 交通事業者 (株)アイシン、第一交通産業(株)、福岡第一交通(株) ※福岡第一交通(株)が運行

(2) 運行の様態 区域運行（道路運送法施行規則第3条の3）

(3) 営業の区域 南区エリア

老司・鶴田・弥永西・弥永・日佐校区

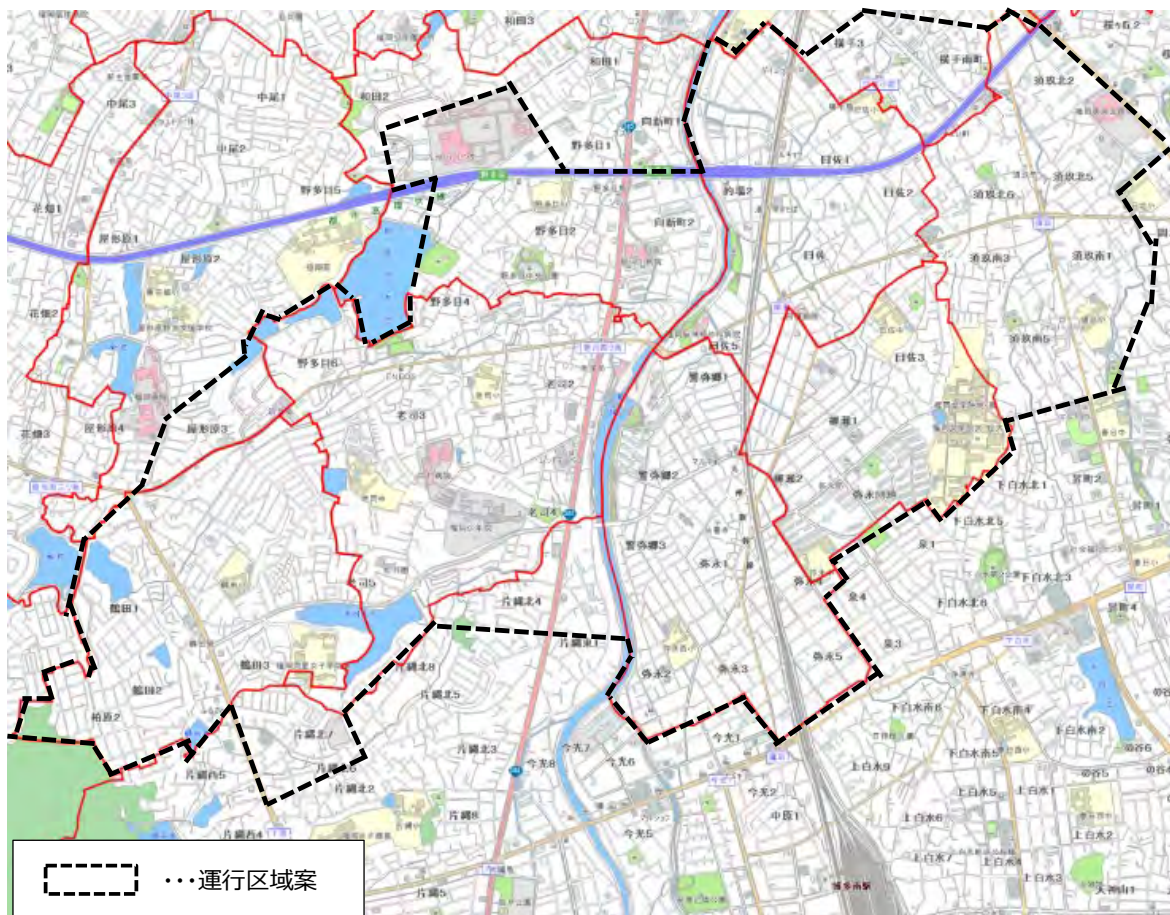
(老司1～5丁目、野多目4・6丁目、鶴田1～4丁目、柏原1～2丁目、
警弥郷1～3丁目、弥永1～5丁目、日佐1～5丁目、柳瀬1～2丁目、
弥永団地、的場1～2丁目、横手3丁目)

その他

(野多目2～4丁目、横手南町、屋形原3丁目、向新町2丁目、
那珂川市片縄北4・6～7丁目、片縄東1丁目、
春日市須玖北1～9丁目、春日市須玖南1～7丁目)

(4) 運行の区域

南区エリア（営業の区域と同じ）



(5) 運行形態

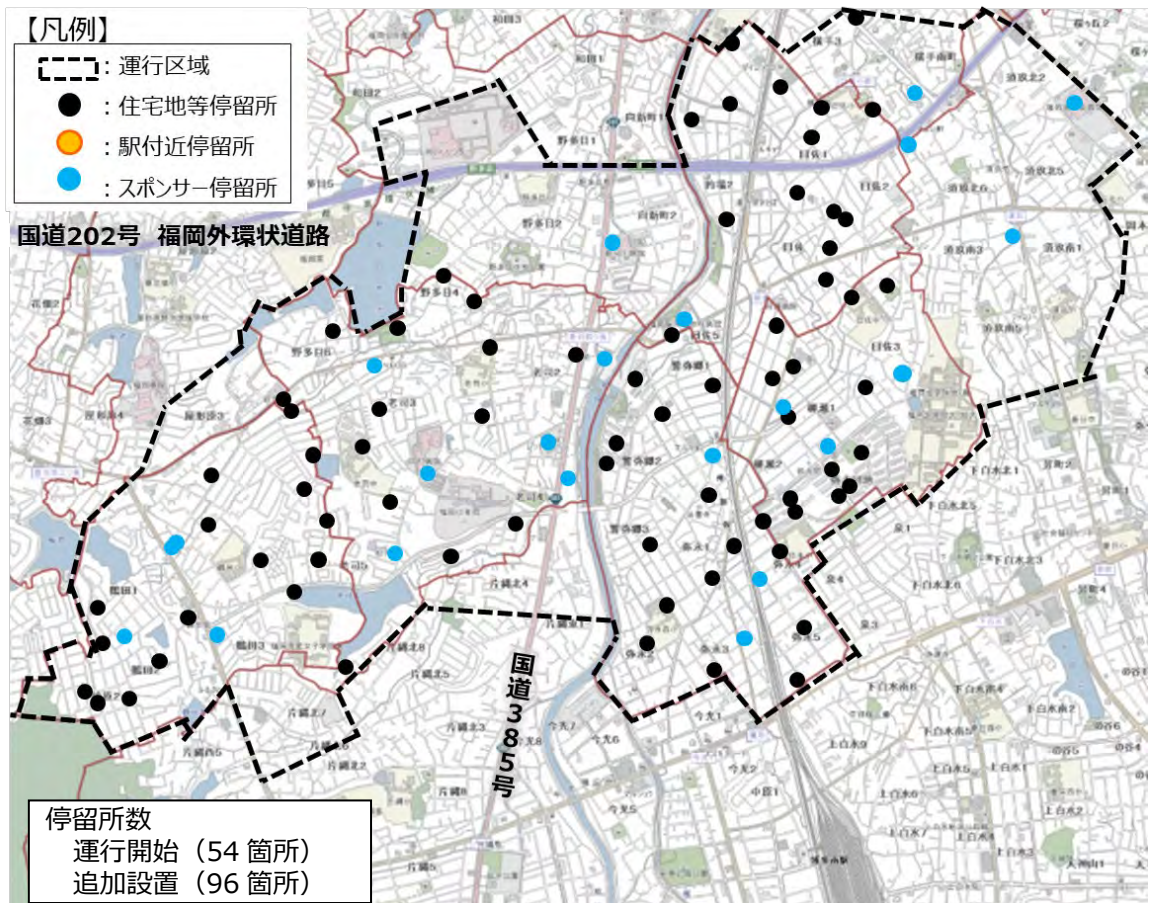
予約のあるミーティングポイント（停留所）間を効率的に運行

(6) 運行経路

予約に基づきシステムが自動生成した経路を運行

(7) ミーティングポイント（停留所） ※詳細は別紙参照

南区エリア（ミーティングポイント（停留所））：[R5.12.20時点]



※ミーティングポイント（停留所）については、協議により一部変更となる可能性がある。
設置にあたっては、事業者等にて関係者と協議のうえ決定・設置し、結果を本会議に報告する。

(ミーティングポイント(停留所)のイメージ)



(標示のイメージ)



(8) 運行車両

使用車両：小型車両（乗車定員4名 ※運転手除く）1台

営業所に常用1台、予備1台を配備

※折りたたみ式車いすでの乗車可

※他の旅客運送事業の車両を併用

※利用者が一般タクシーと区別できるよう車体にサービス名称を明示



(9) 運行曜日及び運行時間

運行曜日：月曜日～金曜日（運休：土曜日・日曜日・祝日・12/29～1/3）

運行時間帯：8:00～18:00

※うち1時間は2回に分けてドライバー休憩時間

運行間隔：ミーティングポイント（停留所）⇒ミーティングポイント（停留所）を1便と仮定し、1時間当たり1便～4便（想定）

(10) 乗車受付方法

乗車受付方法：電話（専用コールセンター）若しくはインターネットで受付。

電話予約受付：8:00～17:30

インターネット予約受付：24時間

予約可能期間：乗車希望日の1週間前～20分前まで

（インターネット予約イメージ）



対象エリア、乗車場所、降車場所、希望の日時を選択し、「受付候補検索」を押下

→希望時間前後の候補が数案提示される

※1 対象エリア「エリア②」を選択すると、対象の停留所が「乗降場所」と「降車場所」に表示される。（エリアを跨いでの移動は不可。）

(11) 運賃

種類		額および適用方法
運賃	大人 12歳以上（中学生以上）	300円
	小児 6歳以上12歳未満（小学生）	150円
	幼児（未就学児） 1歳以上6歳未満	無料 単独乗車は不可
	障がい者	150円
決済手段	現金	乗車時
	交通系ICカード・iD	乗車時
	クレジットカード	インターネット予約時

※R5n 高齢者乗車券・福祉乗車券から「チョイソコ乗車券」(紙券)が選択可

(12) 割引等

割引の種類	概要	対象	割引額	適用時期
初回利用特典	会員登録時に1回、無料乗車券を発行	令和5年3月31日までに会員登録した方	2乗車分 (600円分相当) ※往復利用を想定	サービス開始時から 令和5年5月31日まで ※終了

※その他、割引等の種類・対象・額・時期については、事業者にて関係者と協議のうえ、必要な手続きを行い実施し、結果を本会議に報告する。

(13) 市負担金

試験運行に必要となる経費（収支差額）は、市と交通事業者で締結する協定書に基づき市が負担する（上限あり）

(14) 運行期間 **※今回変更箇所**

旧（現行）	令和5年1月31日から令和6年1月30日まで
新（ 変更 ）	令和5年1月31日から 令和7年1月30日 まで

(15) 地域との協議状況

地域、交通事業者、行政で構成される「エリア②(老司・鶴田・弥永西・弥永・日佐校区)におけるオンデマンド交通社会実験 運行協議会」にて、運行計画案について、合意が図られている。

3. 議決事項

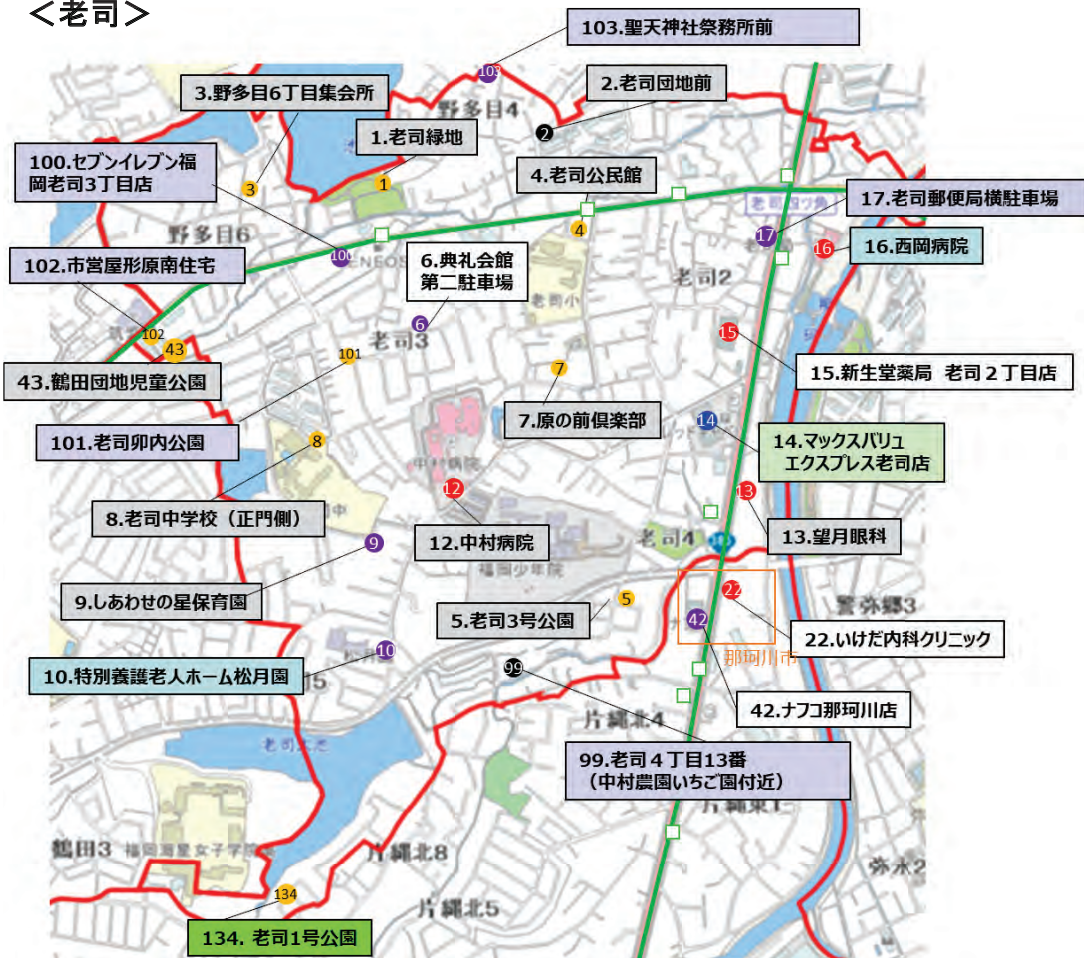
試験運行期間の延長 第2期：令和6年1月31日～令和7年1月30日(1年間)

〔 第1期：令和5年1月31日～令和6年1月30日(1年間)
(令和4年度 第5回 福岡市地域公共交通会議 議決) 〕

【ミーティングポイント（停留所）詳細 ①】

別紙

<老司>



【凡例】

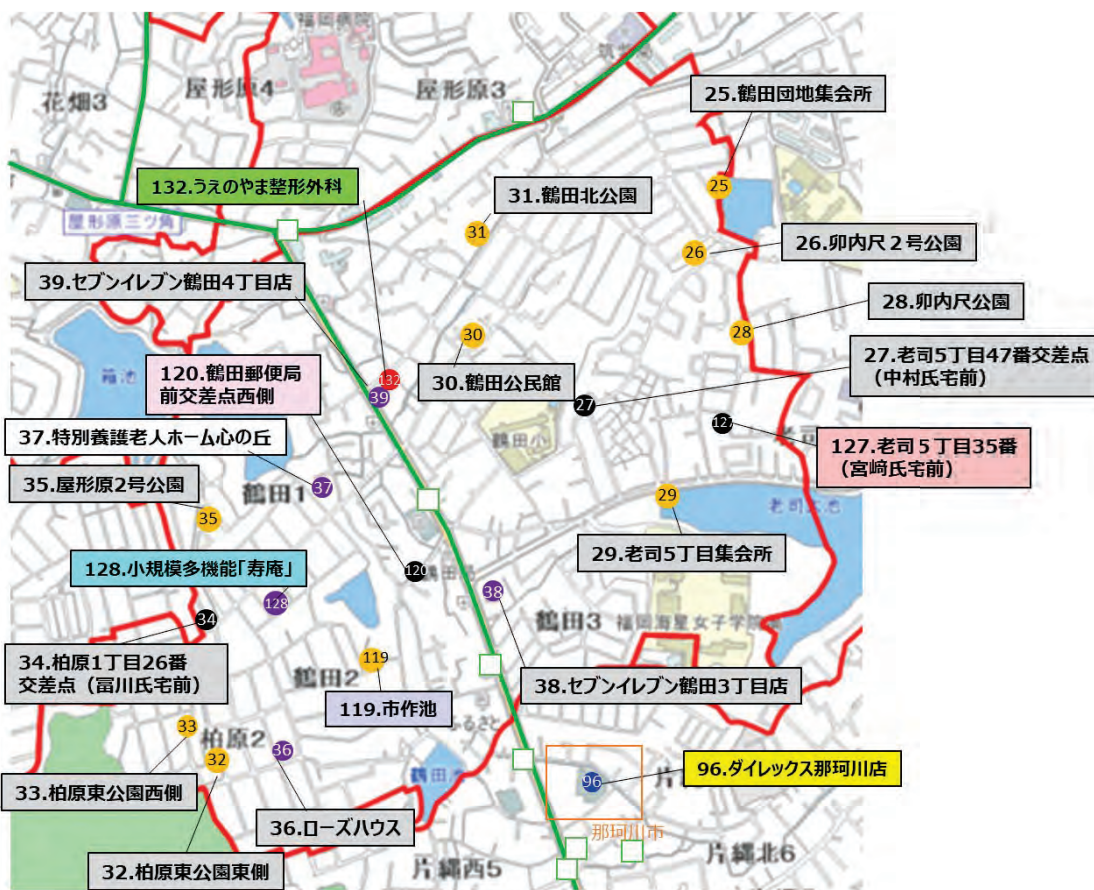
- 設置済停留所 (R5.1~)
- 設置済停留所 (R5.3~)
- 設置済停留所 (R5.5~)
- 設置済停留所 (R5.7~)
- 設置済停留所 (R5.8~)
- 設置済停留所 (R5.10~)
- 設置済停留所 (R5.11~)
- 設置済停留所 (R5.12~)
- 未設置停留所
- 設置困難
⇒代替要検討

- 住宅地
- 公共施設
- 駅・バス停
- 病院
- スーパー
- その他

(参考) 既存駅・バス停

【ミーティングポイント（停留所）詳細 ②】

<鶴田>



【凡例】

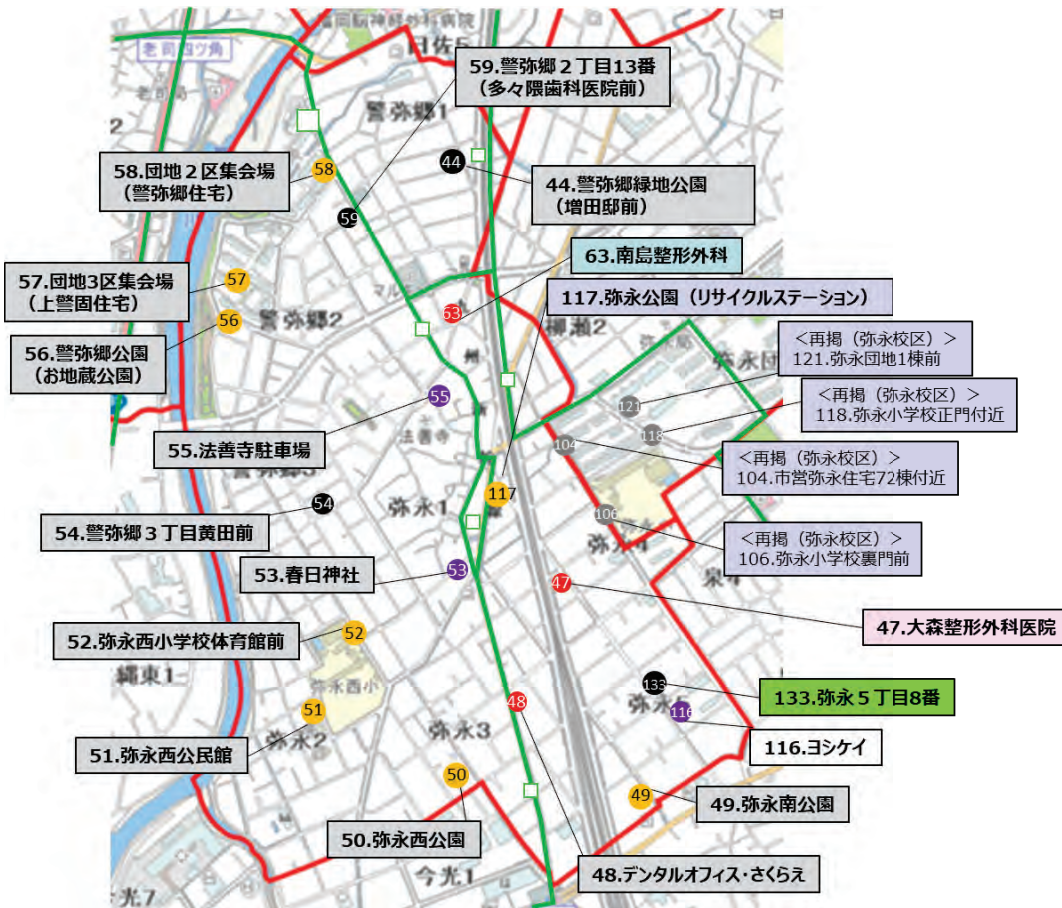
- 設置済停留所 (R5.1~)
- 設置済停留所 (R5.3~)
- 設置済停留所 (R5.5~)
- 設置済停留所 (R5.7~)
- 設置済停留所 (R5.8~)
- 設置済停留所 (R5.10~)
- 設置済停留所 (R5.11~)
- 設置済停留所 (R5.12~)
- 未設置停留所
- 設置困難
⇒代替要検討

- 住宅地
- 公共施設
- 駅・バス停
- 病院
- スーパー
- その他

(参考) 既存駅・バス停

【ミーティングポイント（停留所）詳細 ③】

<弥永西>



【凡例】

- (設置済) 設置済停留所 (R5.1~)
- (設置済) 設置済停留所 (R5.3~)
- (設置済) 設置済停留所 (R5.5~)
- (設置済) 設置済停留所 (R5.7~)
- (設置済) 設置済停留所 (R5.8~)
- (設置済) 設置済停留所 (R5.10~)
- (設置済) 設置済停留所 (R5.11~)
- (設置済) 設置済停留所 (R5.12~)
- (未設置) 未設置停留所
- (設置困難) 設置困難 ⇒代替要検討

- 住宅地
- 公共施設
- 駅・バス停
- 病院
- スーパー
- その他

- (参考) 既存駅・バス停

【ミーティングポイント（停留所）詳細 ④】

<弥永>



【凡例】

- (設置済) 設置済停留所 (R5.1~)
- (設置済) 設置済停留所 (R5.3~)
- (設置済) 設置済停留所 (R5.5~)
- (設置済) 設置済停留所 (R5.7~)
- (設置済) 設置済停留所 (R5.8~)
- (設置済) 設置済停留所 (R5.10~)
- (設置済) 設置済停留所 (R5.11~)
- (設置済) 設置済停留所 (R5.12~)
- (未設置) 未設置停留所
- (設置困難) 設置困難 ⇒代替要検討

- 住宅地
- 公共施設
- 駅・バス停
- 病院
- スーパー
- その他

- (参考) 既存駅・バス停

【ミーティングポイント（停留所）詳細 ⑤】

<日佐>



【凡例】

	設置済停留所 (R5.1~)
	設置済停留所 (R5.3~)
	設置済停留所 (R5.5~)
	設置済停留所 (R5.7~)
	設置済停留所 (R5.8~)
	設置済停留所 (R5.10~)
	設置済停留所 (R5.11~)
	設置済停留所 (R5.12~)
	未設置停留所
	設置困難 ⇒代替要検討
	住宅地
	公共施設
	駅・バス停
	病院
	スーパー
	その他
	(参考) 既存駅・バス停

オンデマンド交通社会実験 (エリア①・③)の取組み状況について

オンデマンド交通社会実験（エリア①③）の取組状況について

事業実施体制

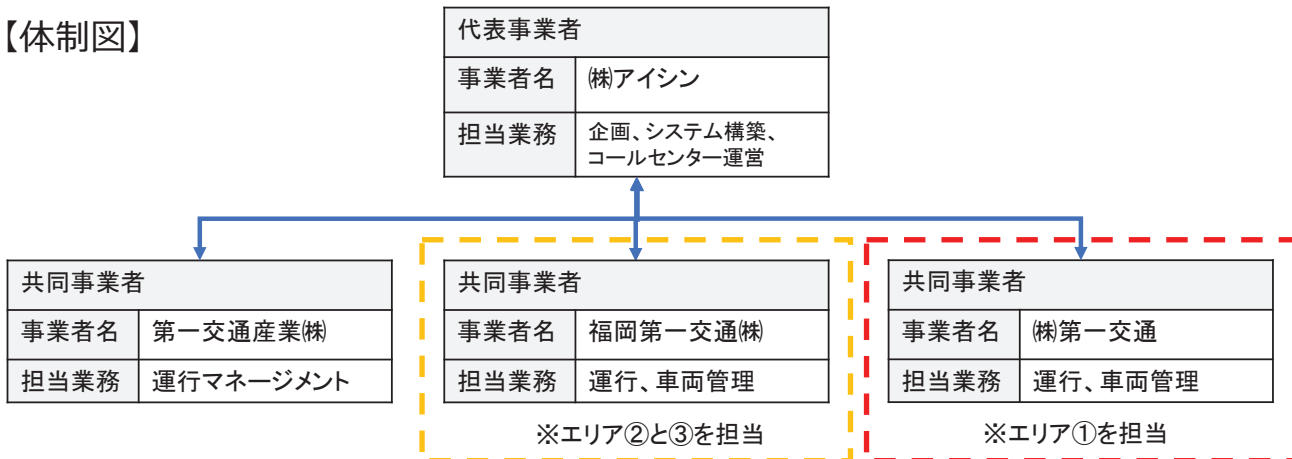


交通事業者とシステム提供事業者が協力し安心・安全な運行をご提供

項目	事業者名	担当業務(運行、システム運営、マネジメントなど)
代表事業者	株式会社アイシン	企画、システム構築、コールセンター運営
共同事業者	第一交通産業株式会社	グループ企業 運行マネージメント
	福岡第一交通株式会社	エリア②と③ 運行、車両管理
	株式会社第一交通	エリア① 運行、車両管理



【体制図】



AIデマンド交通 運行サービス概要(エリア①)

項目	内容		
運行サービス概要	名称	チョイソコふくおか エリア①東区	
	運行区域	美和台・和白東・三苫 校区 外	
	停留所	※次ページ	
	運行方式	フルデマンド方式	
	運行曜日	月、火、水、木、金 (運休:土日祝日・12月29日～1月3日)	
	運行時間帯	8:00～18:00 ※内1時間は2回に分けてドライバー休憩時間あり	
	予約方法	電話予約(コールセンター) 、 インターネット予約	
	予約受付時間	電話予約受付:8:00-17:30 インターネット予約受付:24時間 【予約可能期間:乗車希望日の1週間前～20分前まで】	
	運賃設定	300円/1乗車・人	
	割引の有無・内容	有 (障がい者※、小学生は半額の150円) ※障がい者手帳のコピーを会員登録時に送付要	
	決済方法	現金、クレジットカード(事前のみ)、iD、交通系IC(電子マネーのみ) ※高齢者乗車券(福祉ICカード)は使用不可	
	使用車両・定員 ・導入方法	使用車両	ジャパントクシー
		乗車定員	5名(ドライバー1名、乗客4名まで)
導入方法		既存タクシー車両使用	
社会実験期間	令和4年11月24日～令和6年11月23日予定		

Confidential

2

エリア①東区 美和台・和白東・三苫 校区 運行区域



Confidential

3

エリア①東区

美和台・和白東・三苫 校区停留所 (R5.12.1時点)

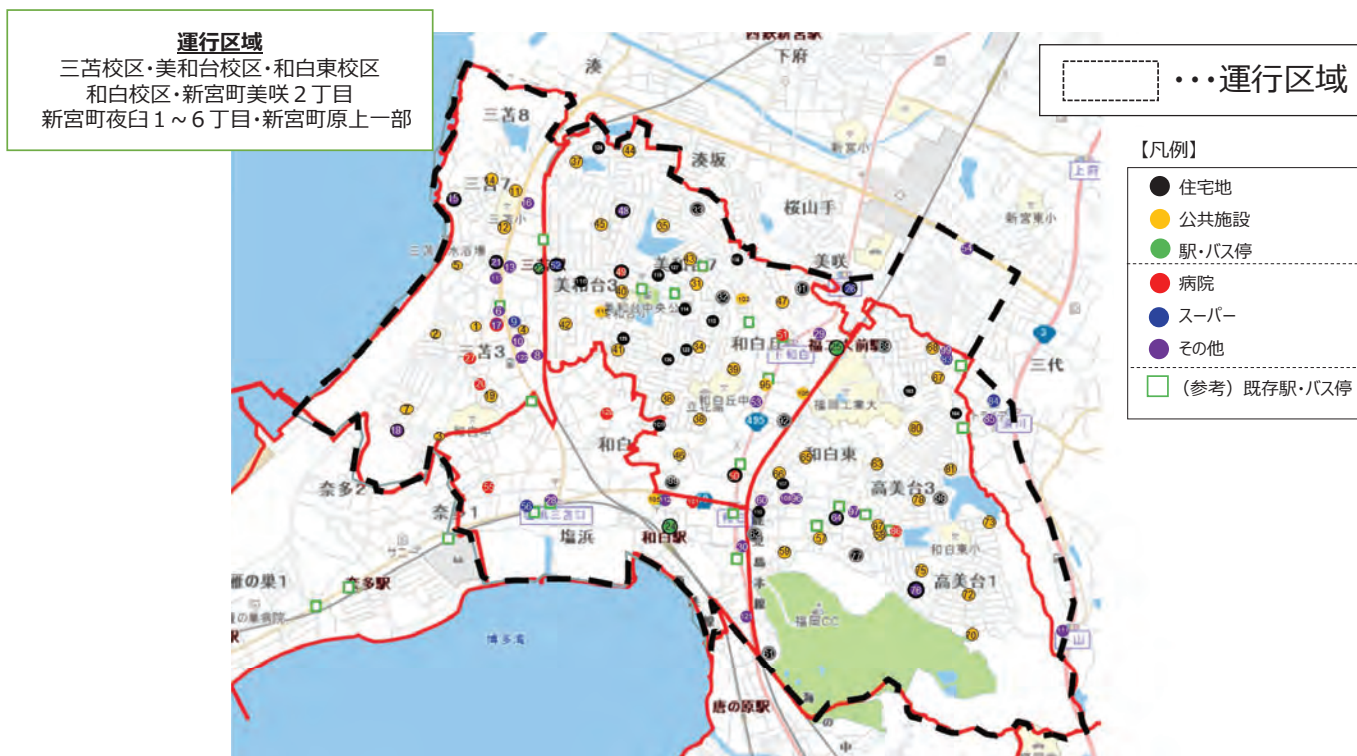


Confidential

4

エリア①東区

美和台・和白東・三苫 校区 停留所計画



※ミーティングポイント（停留所）については、協議により一部変更となる可能性がある。
設置にあたっては、事業者等にて関係者と協議のうえ決定・設置し、結果を本会議に報告する。

Confidential

5

AIデマンド交通 運行サービス概要(エリア③)

項目	内容			
運行サービス	名称	チョイソコふくおか エリア③中央区・城南区		
	運行区域	赤坂・草ヶ江・小笹・長尾・片江・金山・七隈校区		
	停留所	※次ページ以降に記載		
	運行方式	フルデマンド方式 曜日別運行		
	運行曜日	区域A: 月曜日、水曜日、金曜日に運行 区域B: 火曜日、木曜日、土曜日に運行 (運休: 日祝日・12月29日～1月3日)		
	運行時間帯	8:00～18:00 ※内1時間は2回に分けてドライバー休憩時間あり		
	予約方法	電話予約(コールセンター) 、 インターネット予約		
	予約受付時間	電話予約受付: 8:00-17:30、インターネット予約受付: 24時間 【予約可能期間: 乗車希望日の1週間前～20分前まで】		
	運賃設定	300円/1乗車・人		
	割引の有無・内容	有 (障がい者※、小学生は半額の150円) ※障がい者手帳のコピーを会員登録時に送付要		
	決済方法	現金、クレジットカード(事前のみ)、交通系IC、iD ※R5n高齢者乗車券・福祉乗車券から「チョイソコ乗車券」(紙券)が選択可		
	使用車両・定員・導入方法	使用車両	ジャパントクシー	
		乗車定員	5名(ドライバー1名、乗客4名まで)	
導入方法		既存タクシー車両使用		
社会実験期間	令和5年6月28日～令和6年6月27日予定			

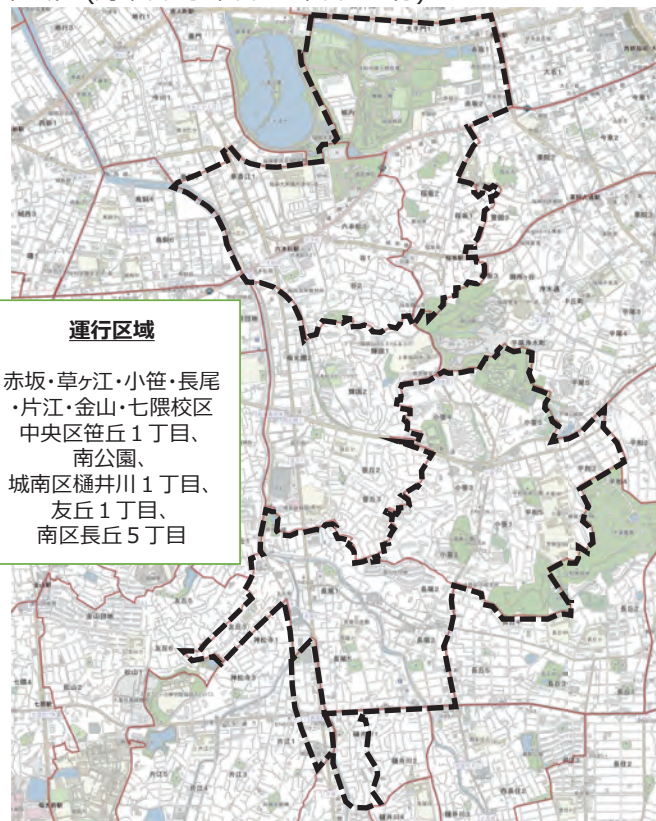
Confidential

6

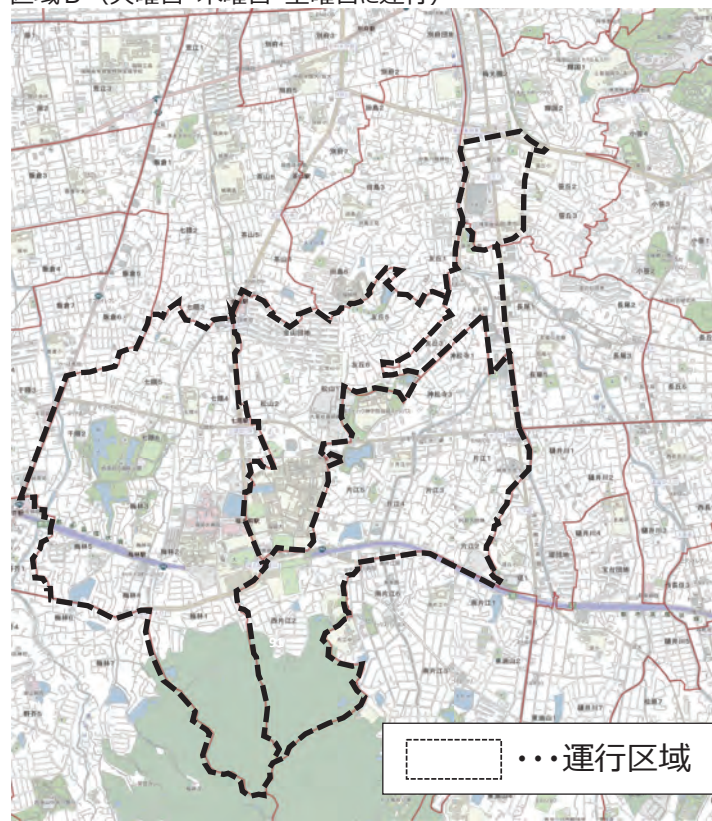
エリア③中央区・城南区

赤坂・草ヶ江・小笹・長尾・片江・金山・七隈校区 運行区域

区域A(月曜日・水曜日・金曜日に運行)



区域B(火曜日・木曜日・土曜日に運行)



Confidential

7

エリア③中央区・城南区

赤坂・草ヶ江・小笹・長尾・片江・金山・七隈校区 停留所 (R5.11.30時点)

区域A(月曜日・水曜日・金曜日に運行)

区域B(火曜日・木曜日・土曜日に運行)



※11/30時点：110箇所 (6/28運行開始時：73箇所)

※関係者と協議のうえ、決定・追加設置予定

Confidential

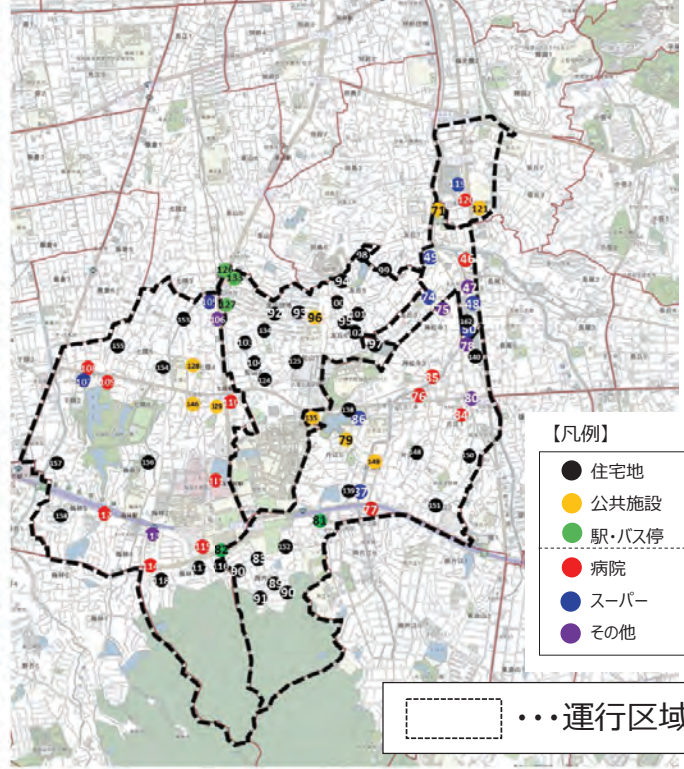
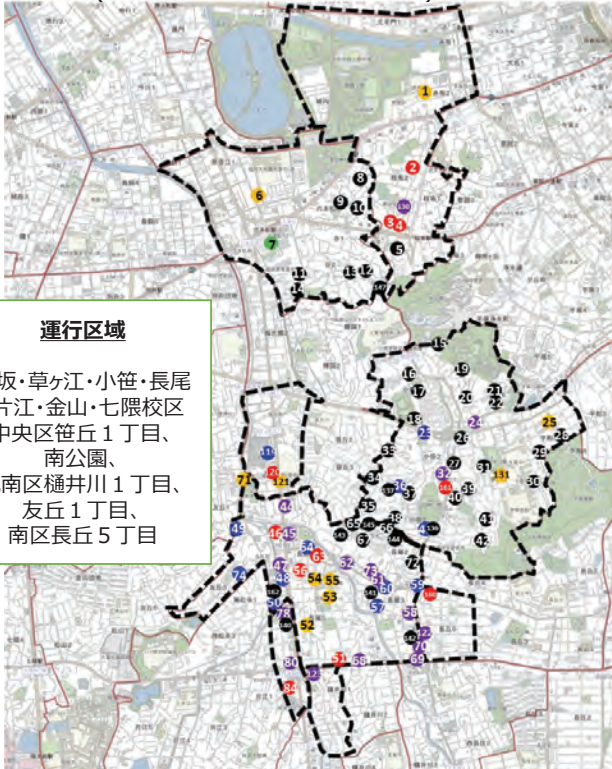
8

エリア③中央区・城南区

赤坂・草ヶ江・小笹・長尾・片江・金山・七隈校区 停留所計画

区域A(月曜日・水曜日・金曜日に運行)

区域B(火曜日・木曜日・土曜日に運行)



運行区域
赤坂・草ヶ江・小笹・長尾
・片江・金山・七隈校区
中央区笹丘1丁目、
南公園、
城南区樋井川1丁目、
友丘1丁目、
南区長丘5丁目

- 【凡例】
- 住宅地
 - 公共施設
 - 駅・バス停
 - 病院
 - スーパー
 - その他

--- 運行区域

※ミーティングポイント(停留所)については、協議により一部変更となる可能性がある。
設置にあたっては、事業者等にて関係者と協議のうえ決定・設置し、結果を本会議に報告する。

Confidential

9

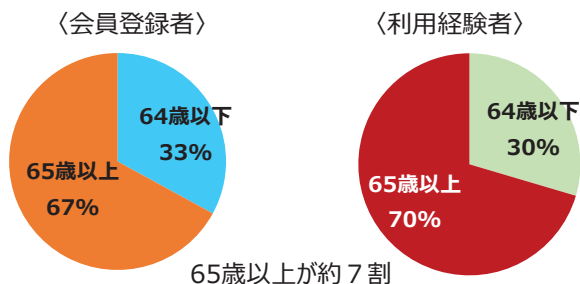
会員登録・利用状況

【会員登録者・利用経験者数（R5.10.31時点）】

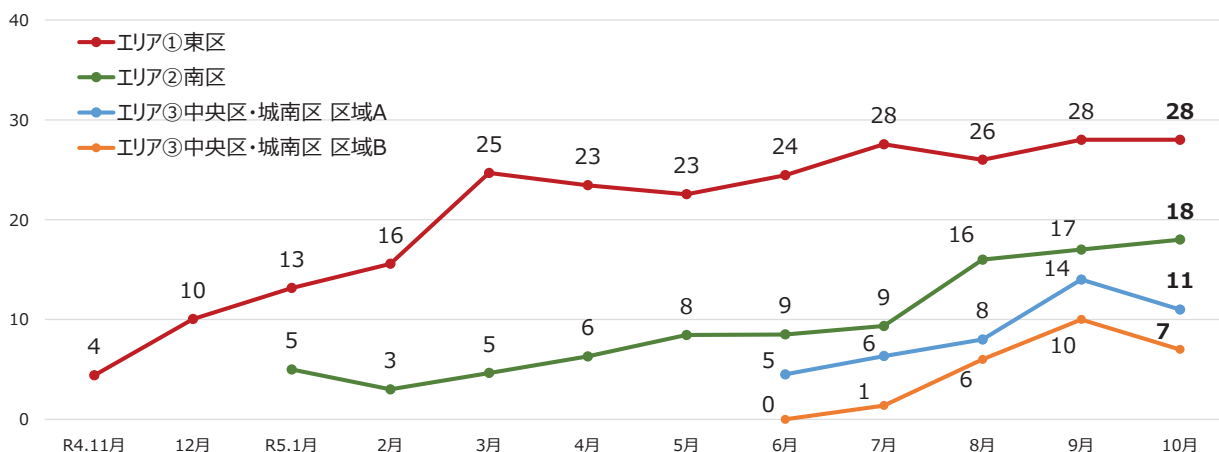
○エリア別

地区	会員登録者数	利用経験者数
エリア①東区	1,094	450
エリア②南区	515	162
エリア③中央区・城南区	562	140
その他・不明含む	433	117
合計	2,604	869

○年齢構成



【日当たり平均利用者数（R5.10.31時点）】



Confidential

10

チョイソコとは？

- ・地域の交通不便を解消し、主に高齢者の外出促進に貢献する
デマンド型交通 (※) ※予約に応じて乗降場所や経路を変更可能な交通システム
- ・従来のデマンド型交通と異なり、**民間企業が事業主体となり、エリアスポンサーによる協賛を得ることで採算性を向上**
- ・単なる運行のシステム提供に留まらず、**高齢者の健康増進につながる外出促進の“コト”づくりを推進**

シンボルマーク



～チョイソコの想い～

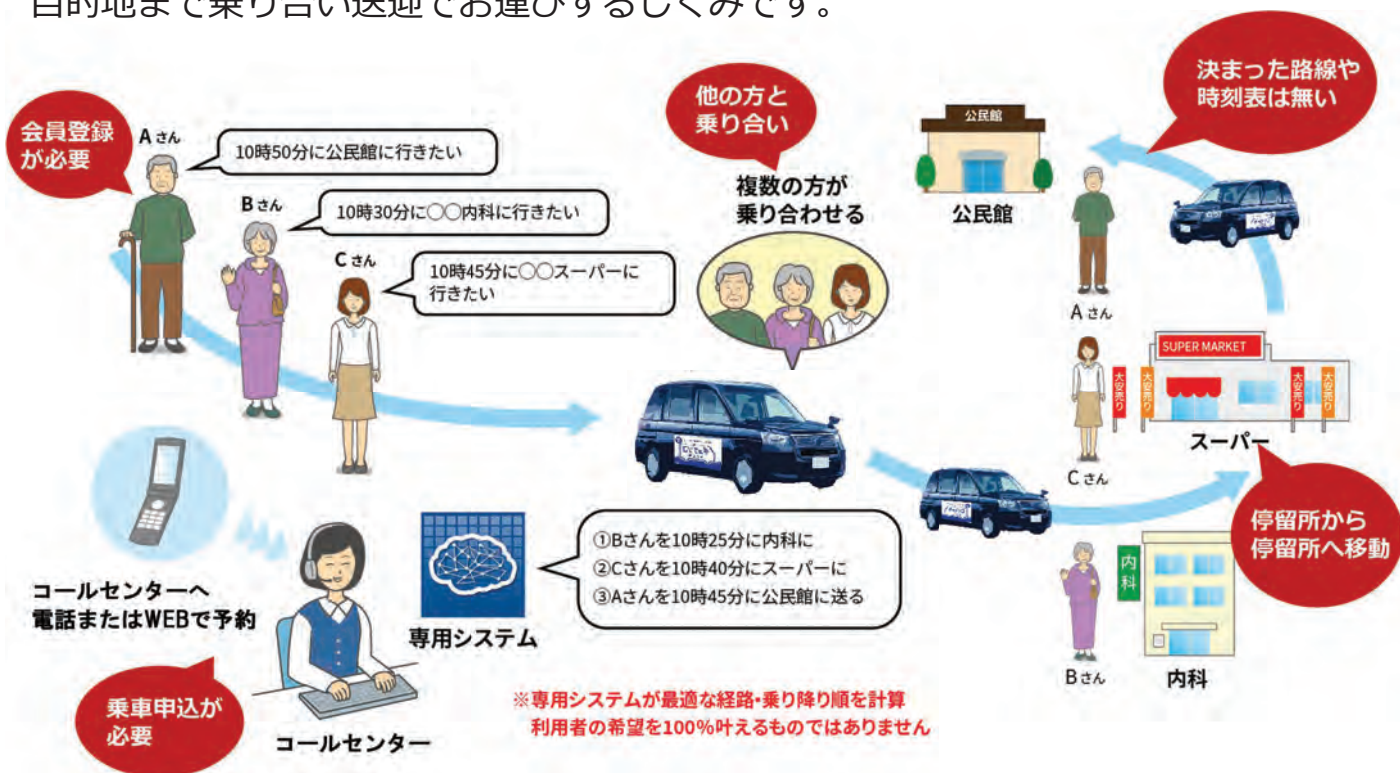
シンボルマークに表現されている「チョイソコ」の各文字は老若男女な人を表し、利用者の多様性を表現しています。多様な人が乗り合わせる移動により、外出を楽しみ、健康増進につながる…そのような世の中を実現していきたいと考えます。

Confidential

11

AIデマンド交通とは

会員登録された利用者から乗車依頼を受付け、最適な乗り合わせと経路を計算
目的地まで乗り合い送迎でお運びするしくみです。



エリアスポンサー制度とは

スポンサーからの協賛・広告料により、運営費用の一部を支えていただくことで乗車料金を低く設定し持続可能な運営を目指します。



